

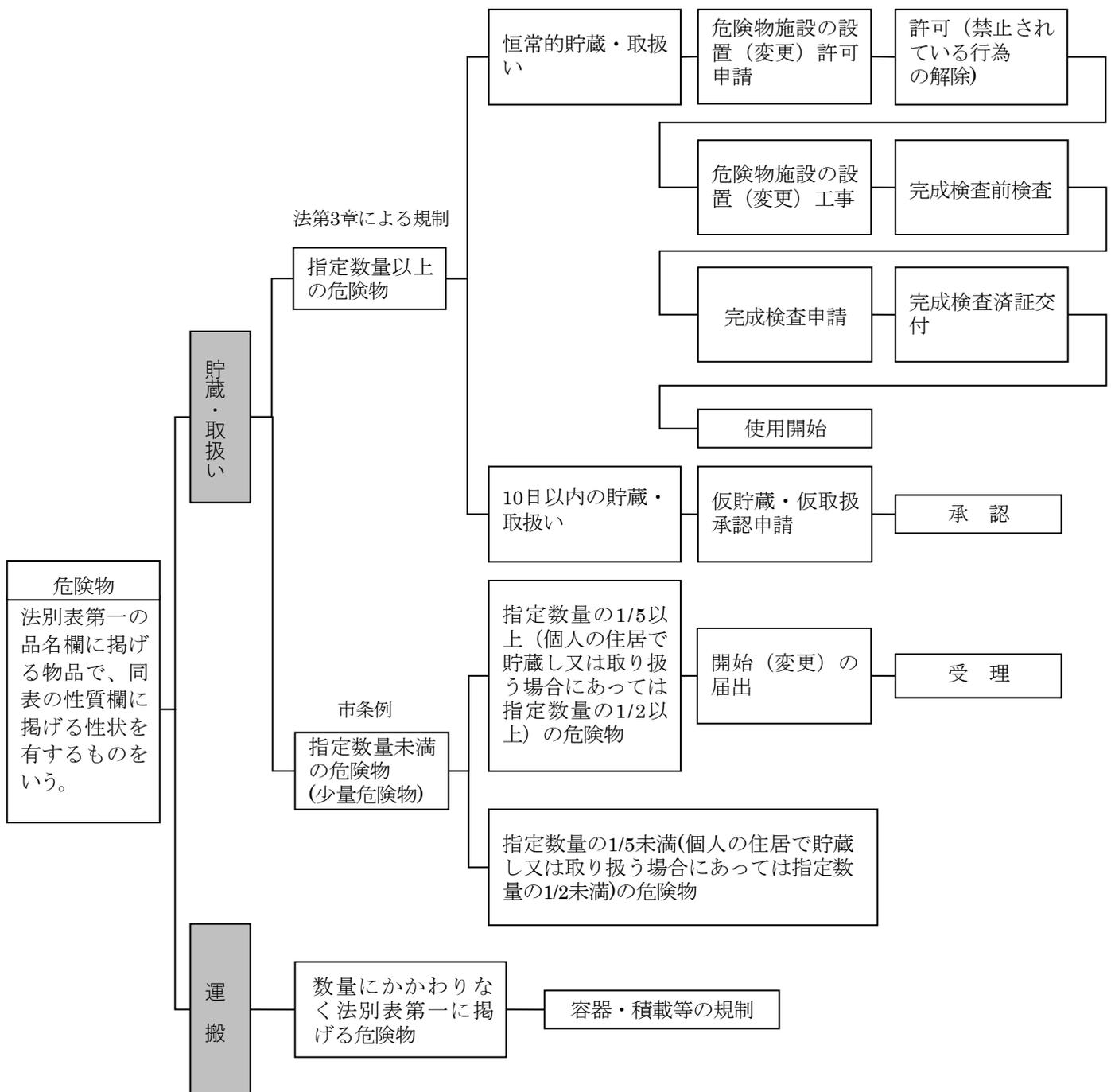
## 第2章 危険物規制事務手続き基準

### 第1節 趣旨

この基準は、法第3章、政令、規則及び告示、並びに垣危規則の規定に基づく危険物規制のうち、組合管理者、消防長又は消防署長に対する申請及び届出等の手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2節 危険物規制

#### 第1 危険物規制の概要



## 第2 手続きの種類

## 1 各種申請手続き

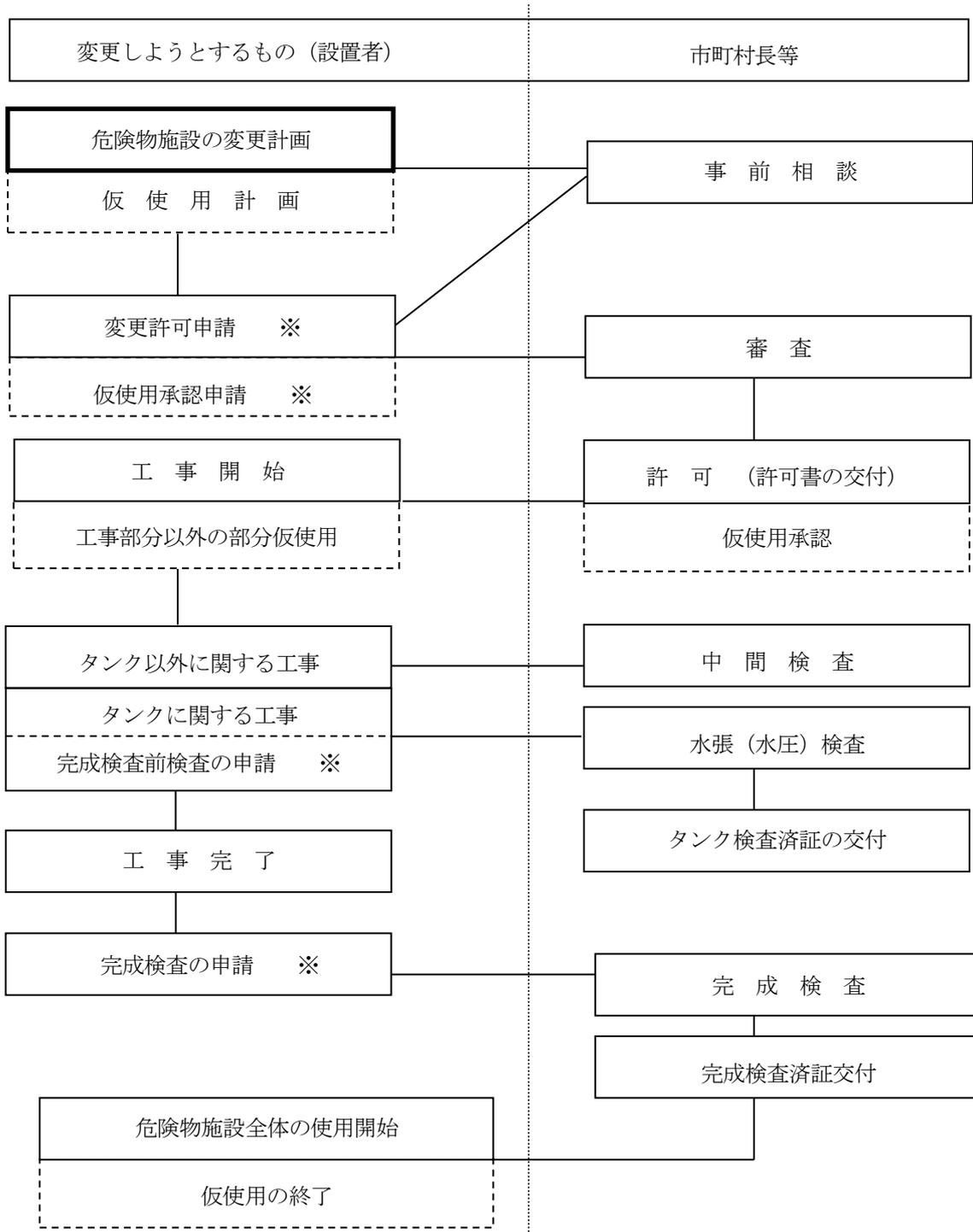
手続き	項目	内 容	根拠条項
許 可	設 置	製造所等を設置する場合	法第11条第1項
	変 更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合	
承 認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第10条第1項ただし書
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第11条第5項ただし書
検 査	完成検査前 タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合	法第11条の2第1項
	完 成	設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成した場合	法第11条第5項
認 可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を作成又は変更する場合	法第14条の2第1項
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	政令第8条第4項
	許可書等	製造所等に係る許可書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	垣危規則第15条
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合 ただし、垣危規則第11条による危険物製造所等使用休止届書を提出した場合は除く。	規則第62条の5の2第3項
地下埋設配管の漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合 ただし、垣危規則第11条による危険物製造所等使用休止届書を提出した場合は除く。	規則第62条の5の3第3項

## 2 各種届出手続き

届出項目	内容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又は引渡があった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
危険物保安統括管理者の選任又は解任	政令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上（移送取扱所にあつては指定数量以上）となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第2項
製造所等の変更	次に掲げる事項を変更する場合 (1) 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (3) 危険物の貯蔵又は取扱いの方法	垣危規則第10条
製造所等の休止又は再開	製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとする場合又は休止している製造所等を再開する場合	垣危規則第11条
製造所等の事故発生	製造所等において、火災その他の災害又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合	垣危規則第12条
製造所等における危険作業	製造所等において、改造、分解、清掃等、災害発生のおそれのある作業をしようとする場合	垣危規則第13条
製造所等の設置又は変更の許可申請の取下げ	製造所等の設置又は変更の許可の申請をした者が、許可を受けるまでの間において、当該許可の申請を取り下げようとする場合	垣危規程第4条



4 変更計画から使用開始まで



(注1) ※印の手続きには、申請手数料が必要である。(大垣消防組合消防事務手数料条例)

(注2) 増設による大規模な変更、危険物の貯蔵又は取扱い品名・数量・倍数等の変更がある場合、予防規程の変更認可申請又は危険物保安監督者の選・解任届出等が必要となる場合がある。

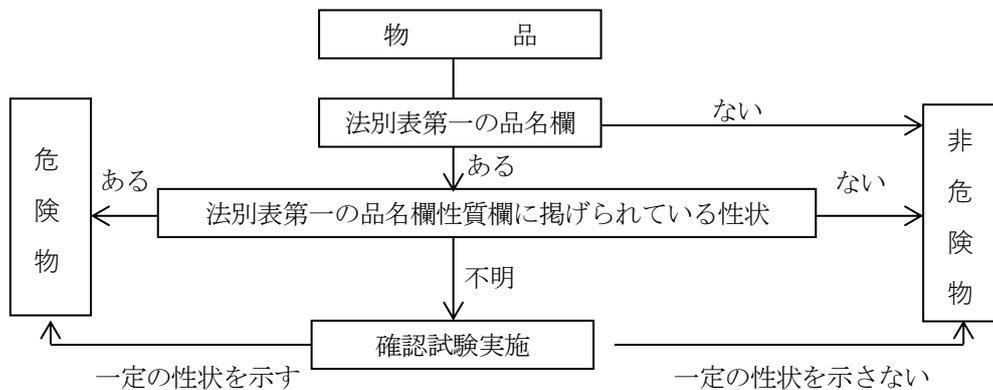
第3 危険物の範囲

法	(危険物) 第2条7号
政 令	(危険物の指定数量) 第1条の11

『審査指針1』

1 危険物であるか否かは、その物品が法別表第一に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第一に掲げられている性状をもっているかどうか、更に、性状が分からない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための政令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。

2 危険物判定概要フロー



3 危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H1.7.4消防危第64号、H1.12.21消防危第114号、H2.3.31消防危第28号、H2.5.22消防危第57号、H2.10.31消防危第105号及びH14.2.26消防危第29号の各質疑)によること。

なお、主な内容を以下に示す。

(1) 法別表第一の備考において品名指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、それぞれ、JIS K 2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及び同 K 2202「自動車ガソリン」、同 K 2203「灯油」、同 K 2204「軽油」並びに同 K 2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、20℃において液状であるもの)であり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものをいう。

また、法別表第一備考第16において品名指定されているギヤー油とは、JIS K 2219「ギヤー油」に適合するものをいい、シリンダー油とはJIS K 2238「マシン油」に規定するISO VG680、ISO VG1000及びISO VG1500に適合するものをいう。

(2) 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流動性を有する物品については、液状であることの確認を行う必要がない。

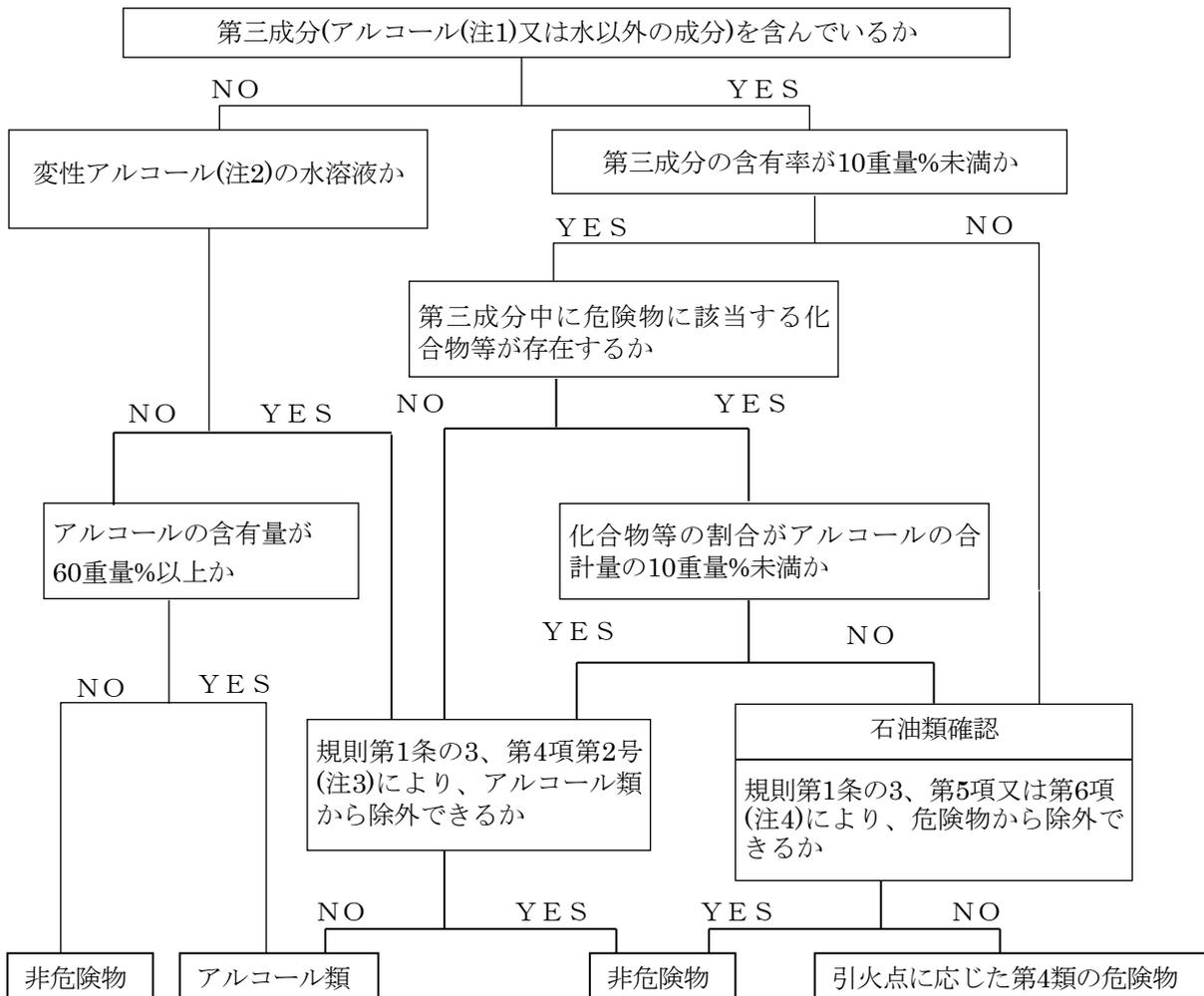
(3) 引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合には、当該水溶液は引火点がないものと解する。

(4) 政令別表第3備考第10号に規定する「均一な外観を維持する」とは、純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が二つの相に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で二つの相に分離するような物品は、同号に規定する「水溶性液体」に該当しないものである。

(5) 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液(コロイド溶液)となる場合で

- あっても、当該物品は政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当するものである。
- (6) 水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると、縮合しゲル化して沈殿する物品のように、水と反応する物品は政令別表第3備考第10号に規定する「水溶性液体」に該当しないものである。
  - (7) 規則第1条の3第4項、第5項及び第6項に規定する「可燃性液体量」の測定について、成分組成が明らかな物品については行う必要はないものである。
  - (8) 第4類の危険物のうち、第1石油類、第2石油類等の混合物等、その構成成分が明らかに特殊引火物に該当しない物品については、沸点及び発火点の確認は要さない。また、引火点が $-20^{\circ}\text{C}$ を超えるものについては、沸点の確認を要さない。
  - (9) アルコールを含有する物品については、次によること。

**危険物の判定（アルコール含有物）**



注1 炭素1～3個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいう。

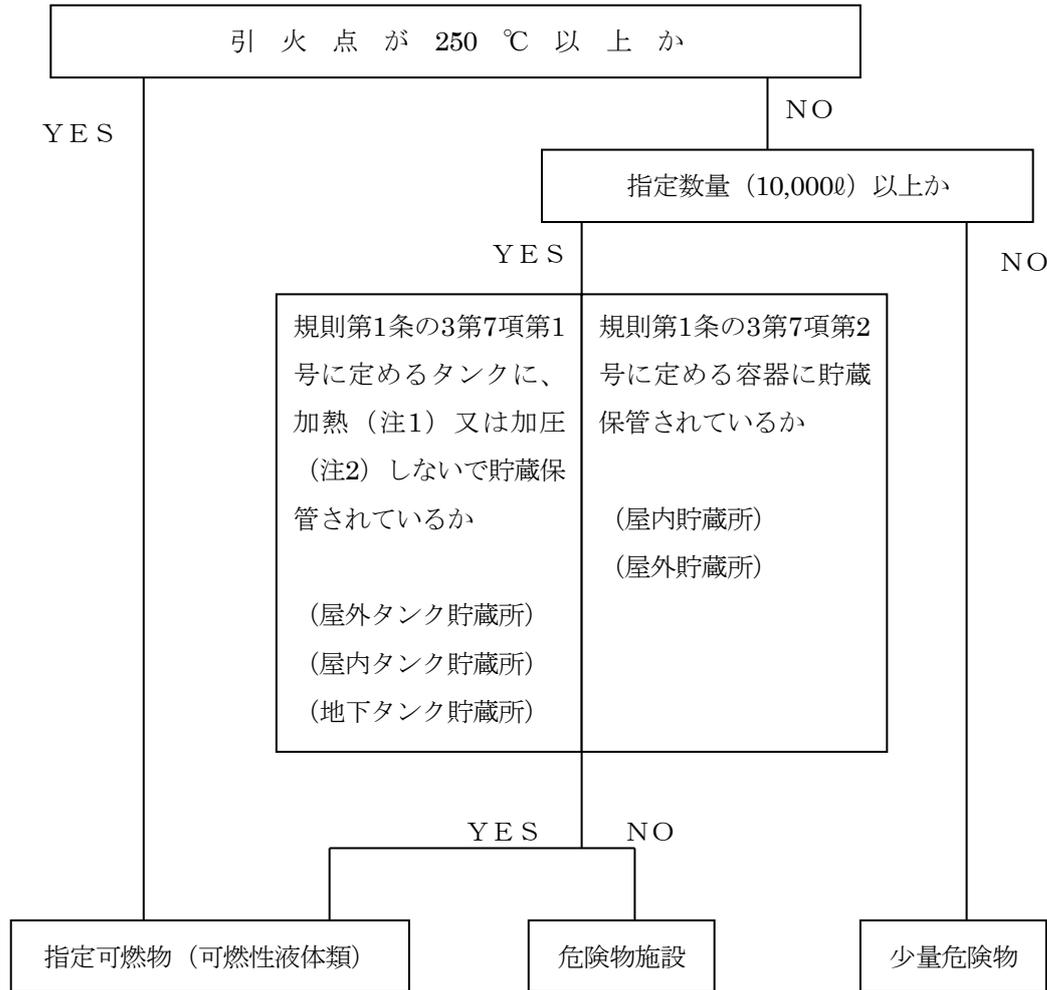
注2 アルコール売捌規則第11条の2第2項により工業用アルコールを変性したもの。

注3 可燃性液体量が60%未満であって、引火点がエタノールの60%水溶液の引火点を超えるもの（燃焼点がエタノールの60%水溶液の燃焼点以下のものを除く。）

注4 可燃性液体量が40%以下であって、引火点が40度以上のもの（燃焼点が60度未満のものを除く。）とする。

- (10) 動植物油の判定については、次によること。

動植物油の規制概要



注1 加熱 保温の目的で40℃未満の加熱については含まれない。  
 注2 加圧 水柱500mm (5kPa) を超える圧力を加えたものをいう。  
 (H1.7.4消防危第64号質疑)

(11) 硫酸ヒドロキシルアミンには、水分、硫酸及びその他添加剤を含むものがあり、中には危険物としての危険性を抑制する物質を含有することもあることから、「硫酸ヒドロキシルアミン40wt%含有」と表示のある商品であっても、その割合は製造元ごとに異なることから、一概に危険物とは言えない。従って、ヒドロキシルアミン等が危険物に該当するか否かは、濃度又は含有率等により判断するのではなく、法別表第一備考に定めるように、政令で定める熱分析試験及び圧力容器試験の結果により、確認する必要がある。

(12) 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はなく、従来と同様に、資料提出により確認するものである。

(13) 文献値が、政令及び危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年2月17日自治省令第1号）に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、その文献値をもって確認試験の結果とすることができるものである。

(14) バイオマス燃料のうち、エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルを含有したガソリン（ETBE）は、「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されているものは、第4類第1石油類（法別表第一備考第12号のガソリン）に該当するものであること。

(H20.3.24消防危第45号通知)

4 データベースに関しては、次の通知を参照すること。

- (1) 危険物データベースの運用について (H1.11.20消防危第107号通知)  
 (2) 危険物データベースの運用の変更について (H5.3.25消防危第22号通知)

規則	(複数性状物品の属する品名) 第1条の4
----	----------------------

## 『審査指針2』

- 1 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類(酸化性固体)及び第2類(可燃性固体)の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類(酸化性固体)及び第5類(自己反応性物質)の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類(引火性液体)及び第5類(自己反応性物質)の危険物の性状を有するもの	
第2類(可燃性固体)及び第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)及び第4類(引火性液体)の危険物の性状を有するもの	

## 第4 危険物規制に係る適用除外事項

法	(適用除外) 第16条の9
---	---------------

## 『審査指針1』

- 1 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

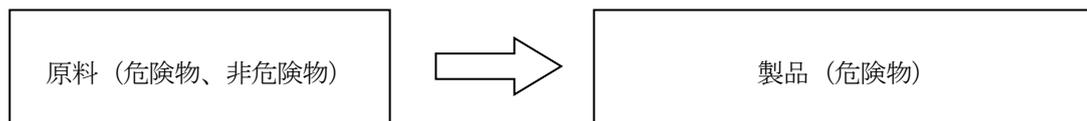
## 第5 危険物施設の区分

法	(危険物の貯蔵及び取扱いの制限等) 第10条第1項
---	---------------------------

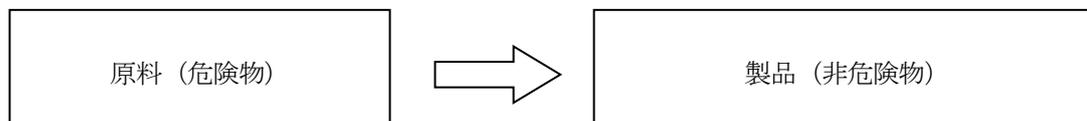
## 『審査指針1』

- 1 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)
- 2 製造所とは、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である対象をいう。

(1) 次の場合は、製造所とする。



(2) 次の場合は、一般取扱所とする。



3 製造所における、当該施設の使用設備を用いた危険物に該当しない物品の製造は、以下の要件を満たす場合認められる。(H24.8.28消防危第199号質疑)

- (1) 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材料に悪影響を与えないものであること。
- (2) 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- (3) 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- (4) 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

4 製造所において、当該施設の使用設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充てん（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認められる。

(H24.8.28消防危第199号質疑)

5 製造所において、品質管理のため、当該製造所において製造した危険物を容器へ詰替える場合において、危険物を収納した容器が、製造所内に滞留することのないよう、詰替え後、速やかに当該容器を貯蔵所等に運搬する行為については、危険物の製造から容器への詰替えまでの工程を一連の危険物の製造工程として捉えることとして差し支えない。(R2.3.16消防危第67号質疑)

政 令	(貯蔵所の区分) 第2条
-----	--------------

『審査指針2』

1 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 貯蔵所の区分等について

(1) **屋内貯蔵所**

ア 屋内貯蔵所においては、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取り扱うものとする。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

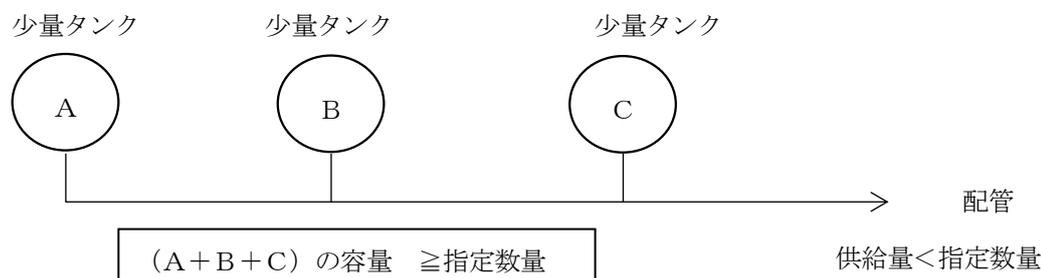
イ 危険物製造所等において製造された危険物（塗料類）を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28消防危第52号質疑)

ウ 岸壁に接して繫留された、台船内部に塗料倉庫を設けることについては、法第3章の規定の適用は受け

るが、法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の基準に適合するものとならないので、その設置を認めることはできない。(S51.7.12消防危第23 - 19号質疑)

(2) 屋外タンク貯蔵所

ア 指定数量未満のタンクを3基連結して給油を行う場合において、タンクの容量の合計が指定数量以上になる場合であっても、貯蔵を主な目的とし、一日の取扱量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする。(S55.6.3消防危第73号質疑)



イ 複数の少量危険物タンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。(R2.3.17消防危第71号通知)

(3) 簡易タンク貯蔵所

ア 政令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、給油を主な目的とする場合は、一般には給油取扱所として規制するが、自動車等の給油設備（自家用のもの）に使用されるもので給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱う。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替え業務をおこなうことができる。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

(4) 移動タンク貯蔵所

ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とする。

(S55.2.21消防危第24号質疑)

(5) 屋外貯蔵所

ア 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S51.11.24消防危第100号質疑)

政 令	(取扱所の区分) 第3条
-----	--------------

『審査指針3』

1 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項による許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

2 取扱所の区分等について

(1) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、給油取扱所の簡易タンクであり、詰め替え、小分け販売等の取り扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所にお

いて行うことは認められない。(H24.1.11消防危第2号通知)

ウ 固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、詰替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じ、予防規程に基づく文書で明記することにより、指定数量以上のガソリンの容器への詰替えを行うことができる。

(R1.8.7 消防危第111号質疑)

## (2) 一般取扱所

ア 危険物を原料として種々の化学反応を伴う製造所と類型化した施設であっても、最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。(※)

イ 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

ウ 屋外に10klの重油タンクを設け、これから配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。

(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

エ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰め替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

オ 有機ハイドライドのメチルシクロヘキサン(第1石油類)から水素を製造する施設は、危険物に該当しない水素の製造であり、副産物としてトルエンが生じることは水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所に該当する。(H28.3.1消防危第37号質疑)

## 第6 製造所等の貯蔵、取扱い数量の算定方法

1 各施設の指定数量の求め方については次によること。（\*）

### （1）製造所

ア 危険物等を原料として危険物を製造する工程

次の(ア)から(ウ)までのうち指定数量の倍数が最大のものに(エ)を加えて、当該製造所の取扱量とする。

（S40.4.15自消丙予発第71号質疑）

（ア）原料である危険物の総量

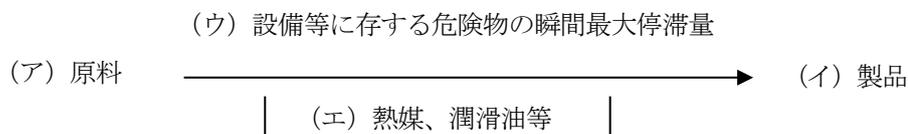
（イ）製品である危険物の総量

（ウ）設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量（原則として配管等内を除く。）

（注）停滞量を求めるときは、20号タンクの容量は政令第5条第2項又は第3項の規定により算出した量とする。危険物機器については原則として設計容量とするが、各機器の危険物の量が明らかに定量できる場合は、当該量をもって停滞量とすることができる。

（エ）原料とならない熱媒又は潤滑油等の危険物の取り扱いがある場合は、当該停滞量

〔製造所の取扱量算出例〕



上記の製造所の取扱量は、(ア)+(エ)、(イ)+(エ)又は(ウ)+(エ)のいずれかとなる。

イ 非危険物から危険物を製造する製造所

アの(イ)(ウ)(エ)により算定すること。

ウ その他特殊な場合

（ア）同一危険物を繰り返して製造する場合

一の工程の取扱量（原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）に繰り返した回数に乗じて得た数値に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

（イ）同一の設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合

各工程の取扱量（それぞれ原料危険物と製品危険物と比較して倍数の大きい方）をもって各工程の取扱倍数とし、これらを合計した数値に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

（ウ）同一設備を用いて、日によって2種類以上の危険物を製造する場合

それぞれの日における取扱量を上記アの例により計算し、その量を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

（エ）製造工程が2日以上にわたる場合

それぞれの日における取扱倍数（それぞれの日の原料危険物と製品危険物（半製品を含む）と比較し

て倍数の大きい方に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値)を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる日の数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(オ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて2種類以上の危険物を製造する場合

それぞれの日における各工程の最大取扱倍数 ((イ)及び(エ)の例により算出した数値)を比較して最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。

(カ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて同一危険物を繰り返して製造する場合

それぞれの日における工程中の取扱倍数(それぞれの日の原料危険物と製品危険物(半製品を含む))と比較して倍数の大きい方の合計に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値)を比較して、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(工程例)

工程 \ 日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
仕込み 混合、反応 蒸留(分離) 熟成、製品	—	—	—	—	—
仕込み 混合、反応 蒸留(分離) 熟成、製品	—	—	—	—	—
仕込み 混合、反応 蒸留(分離) 熟成、製品	—	—	—	—	—
熱媒、潤滑油等	—	—	—	—	—

上記の工程の場合は、2日目又は3日目が最大取扱量となる。

(キ) 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて2種類以上の危険物を繰り返して製造する場合

それぞれの日における各工程中の取扱倍数(それぞれの日における各工程の原料危険物と製品危険物(半製品を含む))を比較して、倍数の大きい方の数値)の合計に、設備内に上記ア(エ)に規定する危険物の停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値が、最大となる日の数値をもって当該製造所の取扱量とする。ただし、それぞれの日における上記ア(ウ)に規定する瞬間最大停滞量の倍数にア(エ)に規定する危険物の倍数を加えた数値のうち最大となる数値が前段の取扱倍数より大なる場合は、これをもって当該製造所の取扱量とする。

(2) 屋内貯蔵所

ア 1室のみの屋内貯蔵所は、当該貯蔵所に貯蔵する量とする。二以上の室がある屋内貯蔵所は、各室ごとに貯蔵する量を算出し、その合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

イ 営業用倉庫等貯蔵品目が常時変更される場合は、予想される最大貯蔵量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

**(3) 屋外タンク貯蔵所**

政令第5条第2項に規定するタンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。

**(4) 屋内タンク貯蔵所**

一の屋内タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の屋内タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

**(5) 地下タンク貯蔵所**

一の地下タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の地下タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

**(6) 簡易タンク貯蔵所**

一の簡易タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上の簡易タンクにあつては、各タンクの容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

**(7) 移動タンク貯蔵所**

ア 一の移動タンクにあつては、当該タンクの容量をもって当該貯蔵所の貯蔵量とする。仕切タンクにあつては各タンク室の容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。二以上のタンクを同時に積載する移動タンク貯蔵所（積載式タンクコンテナ）にあつては各タンク容量を算出しその合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを制作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じても差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。

（H10.10.13消防危第90号質疑）

**(8) 屋外貯蔵所**

当該施設内に貯蔵する危険物の合計量を当該貯蔵所の貯蔵量とする。

**(9) 給油取扱所**

給油取扱所の専用タンク、簡易タンク及び廃油タンク等の各タンクの容量の合計により算定すること。これらの場合、各タンクの容量については、政令第5条第2項の規定によるものとする。

**(10) 販売取扱所**

当該施設内に収納する危険物の合計量を当該取扱所の取扱量とする。

**(11) 移送取扱所**

ポンプ又はポンプヤードの場合

一のポンプのみの場合は、当該ポンプの能力に使用時間を乗じて得た移送量を当該取扱所の取扱量とする。二以上のポンプを設ける場合は、1日における最大の移送量を当該取扱所の取扱量とする。

**(12) 一般取扱所**

一般取扱所における危険物の取扱数量及び倍数の算定の方法については、一般取扱所の形態により異なるので、例示すると次のようになる。なお、危険物の取扱形態が複合する一般取扱所にあつては、それぞれの形態ごとにおける最大取扱量の合計とする。

ア 非危険物製造の一般取扱所（危険物を混合する一般取扱所を含む。）

石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造のような場合は、製造所の例により算出した量を当該取扱所の取扱量とする。

#### イ 消費の一般取扱所

ボイラー、バーナー等による灯油や重油の消費、自動車等への吹き付け塗装による塗料の使用のような場合は、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量又はサービスタンクに収容する量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、予備用発電所又は非常電源用の発電機室等の一般取扱所の燃料最大消費量については、消防用設備等に係るものは2時間、その他のものは実態に即して運転したときの燃料消費量をもって当該取扱所の取扱量とする。

#### ウ 充填、詰め替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充填又は鋼製ドラム等の容器への詰め替えのような場合は、1日当たりの充填又は詰め替え量をもって当該取扱所の取扱量とする。ただし、政令第19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって当該取扱所の取扱量とする。

#### エ 油圧、循環の一般取扱所

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、熱媒油循環設備等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等における瞬間最大停滞量をもって当該取扱所の取扱量とする。

#### オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量をもって取扱量とする。

使い捨てするもの及び系外に排出するものは、一日の使用量をもって取扱量とする。

洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

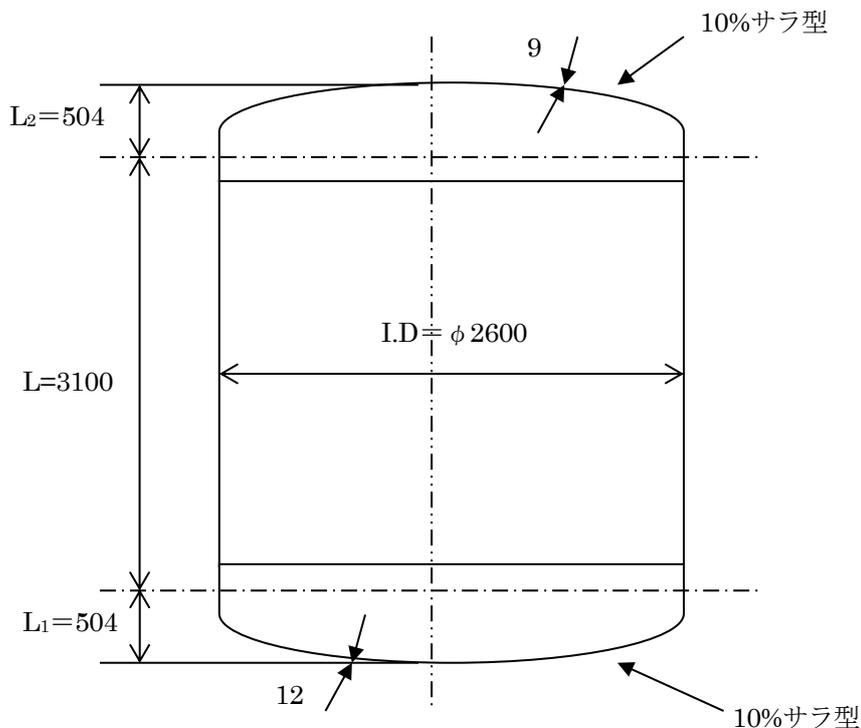
第7 タンクの容量計算

政 令	(タンクの容積の算定方法) 第5条
規 則	(タンクの内容積の計算方法) 第2条、3条

『審査指針1』

1 縦置円筒型の屋外貯蔵タンク（20号タンク準用）で、政令第11条第1項第6号に規定する上部放爆構造になっているもの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に相当することから規則第2条かっこ書きの規定を適用するものとする。なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク（縦置円筒型ベッセルタンク）については、全体を内容積とする。（第15回全消会危険物委員会結果）

放爆構造を有しない縦置円筒型ベッセルタンクの近似容量計算と空間容積の算出例を下図に示す。



内容積  $V_1 = \frac{\pi}{4} \cdot D^2 \cdot \left( L + \frac{L_1 + L_2}{3} \right) = 18.24\text{m}^3$

空間容積  $V_2 = 1.24\text{m}^3$

実容積  $V_3 = V_1 - V_2 = 17.00\text{m}^3$

空間率  $\frac{V_2}{V_1} \times 100 = 6.8\%$  (5% ≤ 6.8% ≤ 10%)

2 タンクの内容積の算定方法については、次によること。（H13.3.30消防危第42号通知）

(1) タンクの内容積として計算する部分

ア 固定屋根を有するものは、固定屋根の部分を除いた部分（別添図1 第1）

イ ア以外のものは全体を内容積とすること。

(2) 内容積の算定方法

内容積は、タンクを胴・鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により計算し、その各部分の容積を合計すること。（別添図1 第2）

なお、規則の一部を改正する省令（H13.3.30総務省令第45号）の施行前の規則第2条第1号イ及びロ並びに

第2号イの計算方法により求められた値（別添図2）、CAD等により計算された値又は実測値の活用により内容積を計算して差し支えない。

- 3 タンク内に仕切板をいれて一のタンクを2室以上で使用するタンク（以下「分割タンク」という。）については、各室の容量の合計をタンク容量とする。なお、空間容積は各室ごとに確保すること。（\*）
- 4 タンク容量は、原則として整数とし、空間率内で調整するものとする。（\*）
- 5 ノズル、マンホール及びタンク内部の加熱用配管等の容量は、タンク容量に加減しないものとする。ただし、それぞれの容量の加減した容量が、タンクの内容積の10%を超えるものについてはこの限りでない。（\*）
- 6 二硫化炭素の上部に水を満たして移送する場合は、当該水の部分はタンクの空間部分とみなす。
- 7 特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定量以下に保たれ、当該一定量が政令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとなるが、このことについては、次のことに留意すること。

（H10.3.16消防危第29号通知）

- （1）現にある製造所又は一般取扱所については、平成10年3月の政令第5条の改正に伴い、改めて法第11条第1項の規定による許可又は第11条の4第1項の規定による届出のを行う必要はないものであること。
- （2）大量生産のタンク等完成検査前検査を受験するときに当該タンクの容量が政令第5条第2項又は第3項のいずれが適用されるか未定である場合には、完成検査前検査申請書（規則別記様式第13）及びタンク検査済証（規則別記様式第14）中の容量の欄に政令第5条第2項の規定の例により算定されたタンクの容量を記載すること。

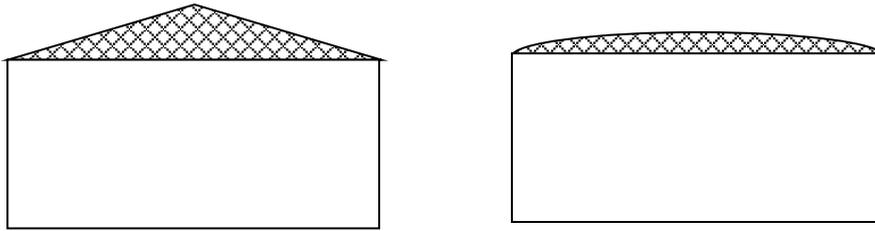
なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきものであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

- （3）政令第5条第3項の「特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当し、例えば別添図3の20号タンクがこれに該当すること。

別添図1

第1 内容積として計算する部分

固定屋根（ハッチング部分（）以外の部分とする。）



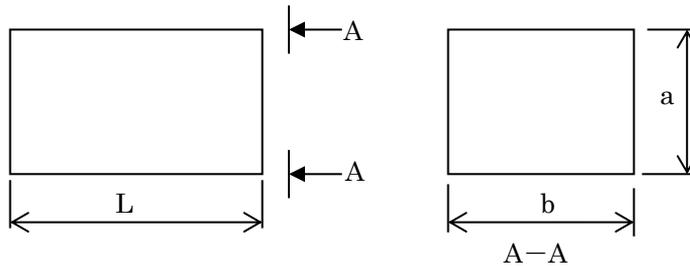
第2 計算式の例

記号の定義 V=容積 π=円周率 r又はR=半径 D=内径 L=長さ又は胴長  
 H=高さ S=面積  
 T.L=Tangent Line（鏡板などの曲線部と直線部の境界線）  
 W.L=Weld Line（溶接線）

1 胴部分の計算式

(1) 角柱型

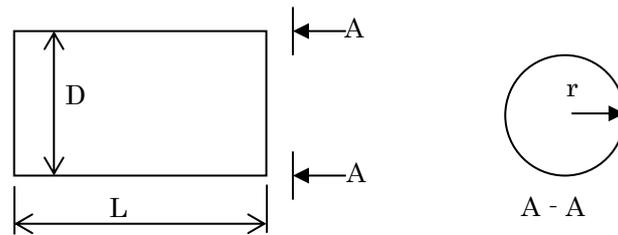
$$V = a \cdot b \cdot L$$



(2) 円筒

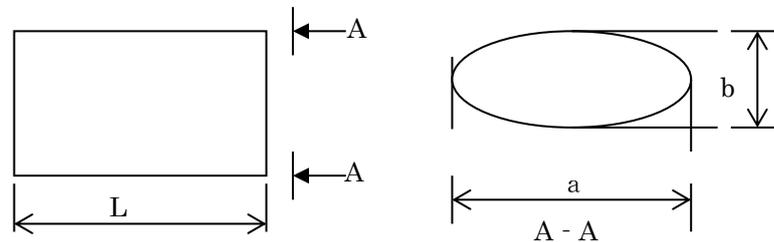
$$V = \pi \cdot r^2 \cdot L$$

$$= \frac{\pi \cdot D^2 \cdot L}{4}$$



(3) だ円筒

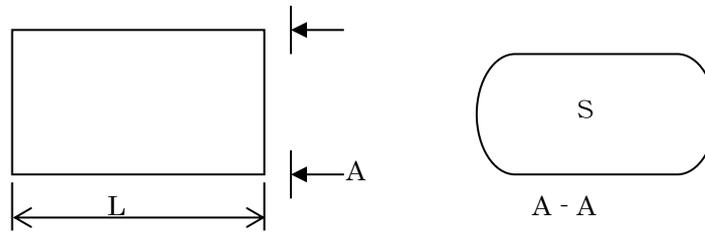
$$V = \frac{\pi \cdot a \cdot b}{4} L$$



A

(4) 変だ円筒

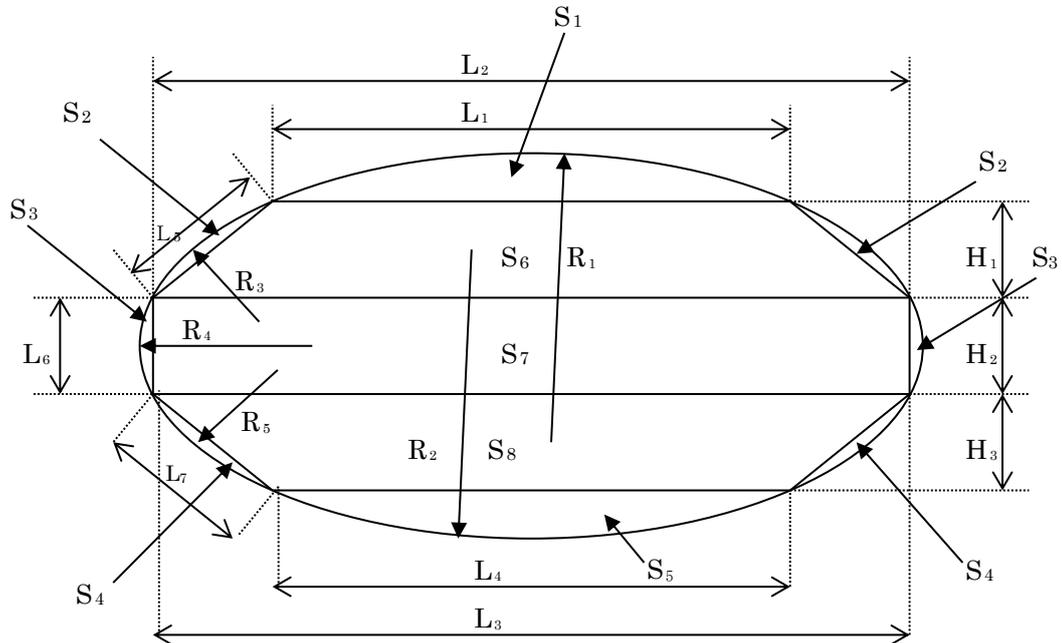
$$V = S \cdot L$$



ア 断面積  $S$  の計算

$$S = S_1 + 2S_2 + 2S_3 + 2S_4 + S_5 + S_6 + S_7 + S_8$$

イ 各面積の寸法条件



ウ S<sub>1</sub>~S<sub>5</sub>の面積計算

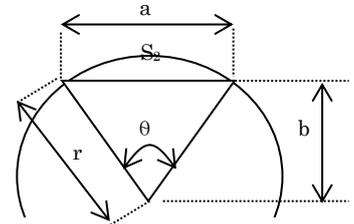
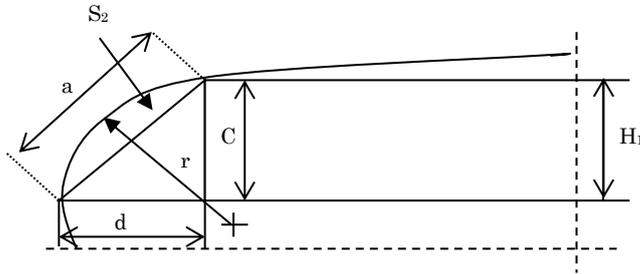
例示 : S<sub>2</sub>

$$S_2 = \frac{\pi r^2 \theta}{360} - \frac{ab}{2}$$

$$a = \sqrt{c^2 + d^2}$$

$$b = \sqrt{r^2 - \left(\frac{a}{2}\right)^2}$$

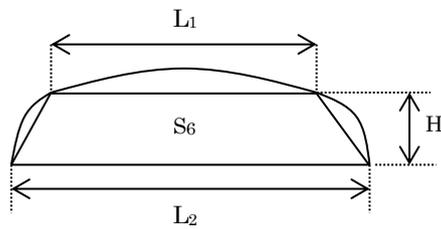
$$\theta = 2\sin^{-1} \cdot \frac{\left(\frac{a}{2}\right)}{r} \quad \theta \text{ は度で表す。}$$



エ S<sub>6</sub>~S<sub>8</sub>の面積計算

例示 : S<sub>6</sub>

$$S_6 = \frac{(L_1 + L_2) \times H_1}{2}$$



2 鏡板部分の計算式

(1) 胴の断面が円形の鏡板

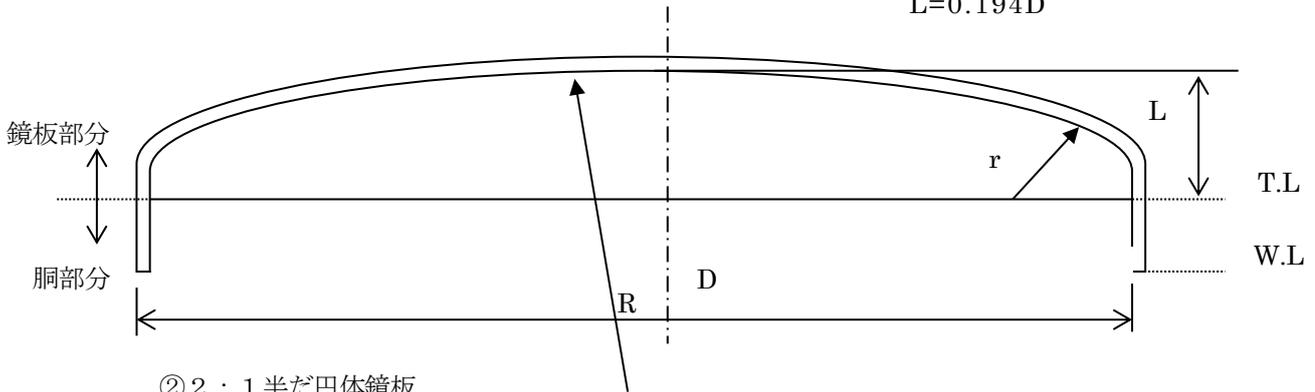
① 10%皿形鏡板

$$V = 0.09896D^3$$

$$D=R$$

$$r=0.1D$$

$$L=0.194D$$

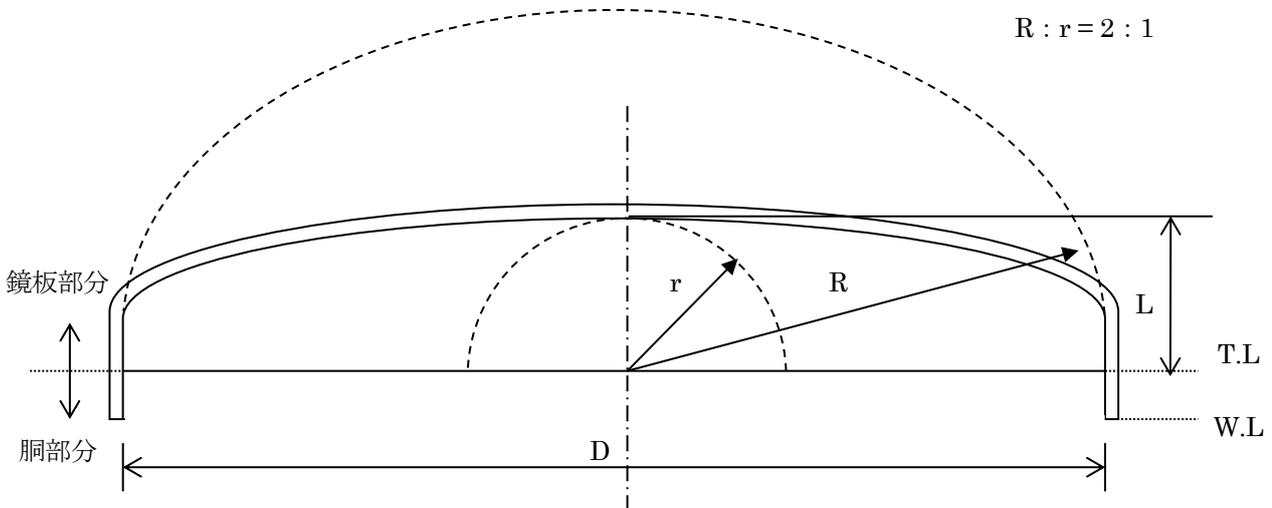


② 2 : 1 半だ円体鏡板

$$V = \frac{\pi}{24} \cdot D^3$$

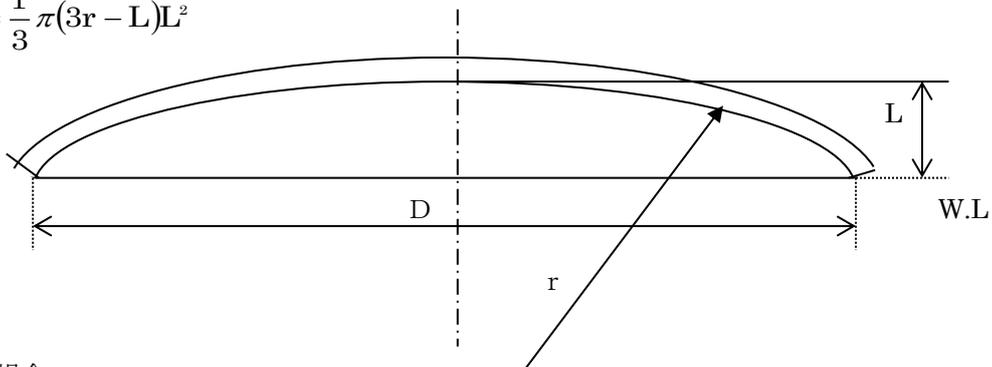
$$L=D/4$$

$$R : r = 2 : 1$$



③ 欠球型鏡板

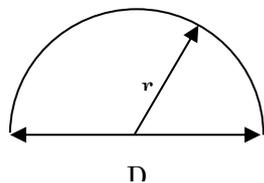
$$V = \frac{1}{3} \pi (3r - L)L^2$$



※ 半球の場合

$$r = D/2$$

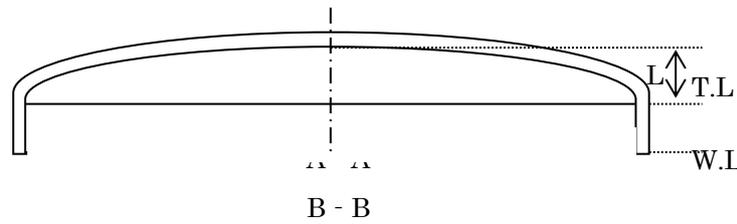
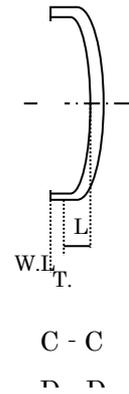
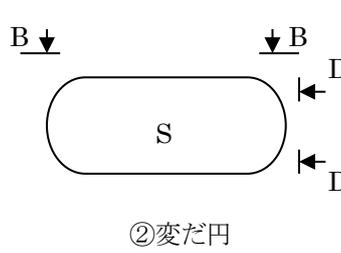
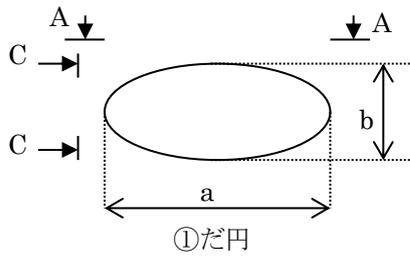
$$V = \frac{2}{3} \pi r^3$$



(2) 胴の断面がだ円又は変だ円の鏡板

①だ円  $V = \frac{\pi ab}{4} \cdot \frac{L}{2}$

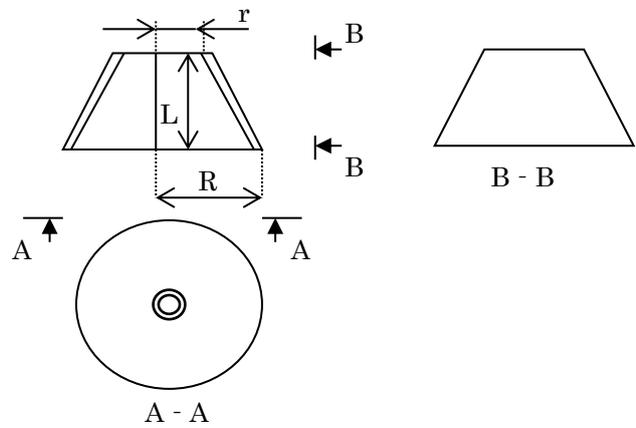
②変だ円  $V = S \cdot \frac{L}{2}$



3 その他の形状

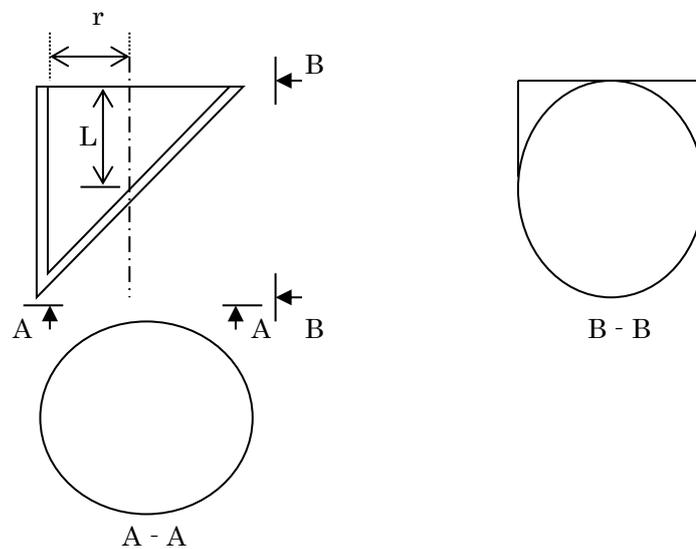
(1) 頭をカットした円すい

$$V = \frac{1}{3} \pi L (R^2 + Rr + r^2)$$



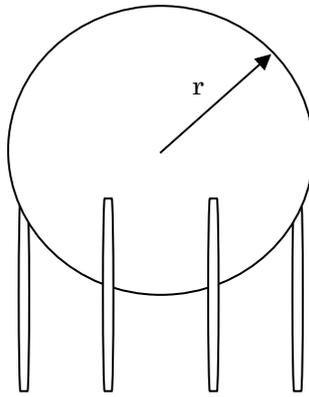
(2) 斜め切りされた円柱

$$V = \pi r^2 L$$



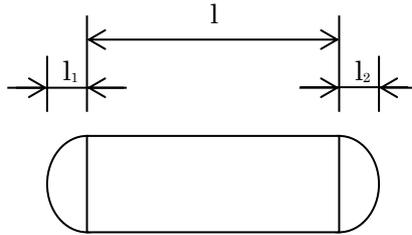
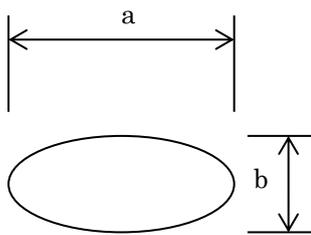
(3) 球形のタンク

$$V = \frac{4}{3} \pi r^3$$

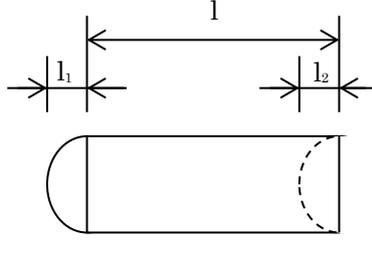
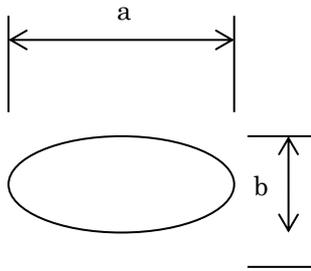


別添図2

① [だ円型のタンク]

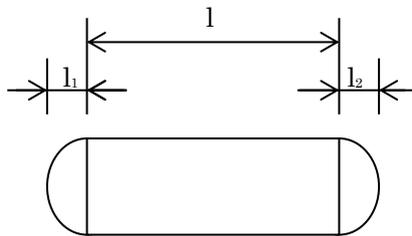
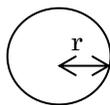


$$\frac{\pi ab}{4} \cdot \left( 1 + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$



$$\frac{\pi ab}{4} \cdot \left( 1 + \frac{l_1 - l_2}{3} \right)$$

② [円筒型タンク]



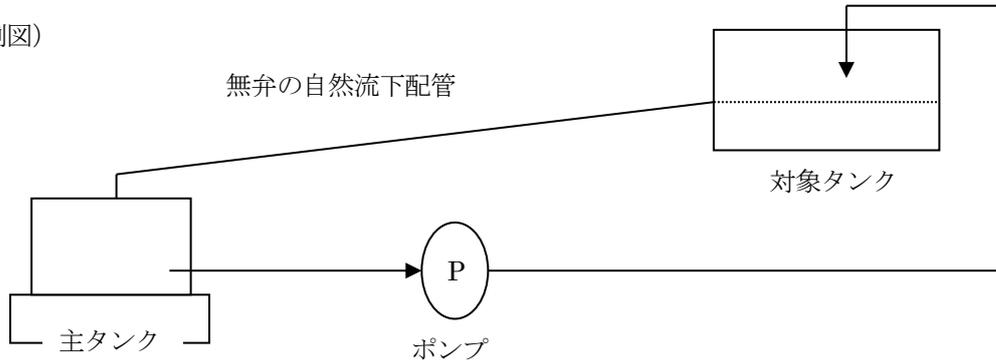
$$\pi r^2 \cdot \left( 1 + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$

別添図3

- 1 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例  
 [自然流下配管が設けられているもの]

20号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク（供給元タンク）に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

(例図)

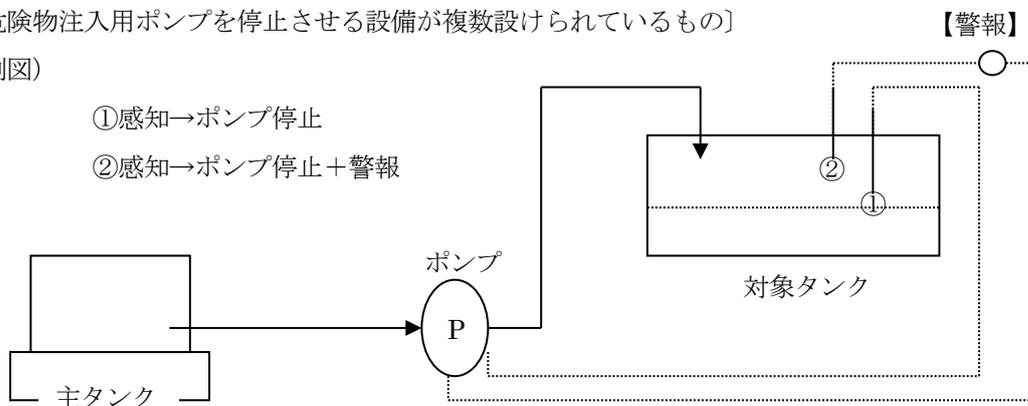


- 2 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例

- (1) 液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの

[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]

(例図)

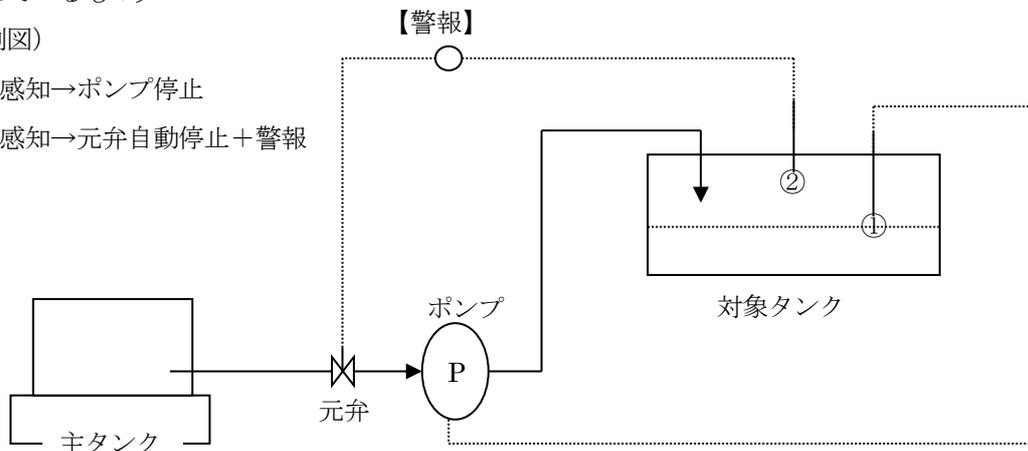


- ①感知→ポンプ停止
- ②感知→ポンプ停止+警報

[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]

(例図)

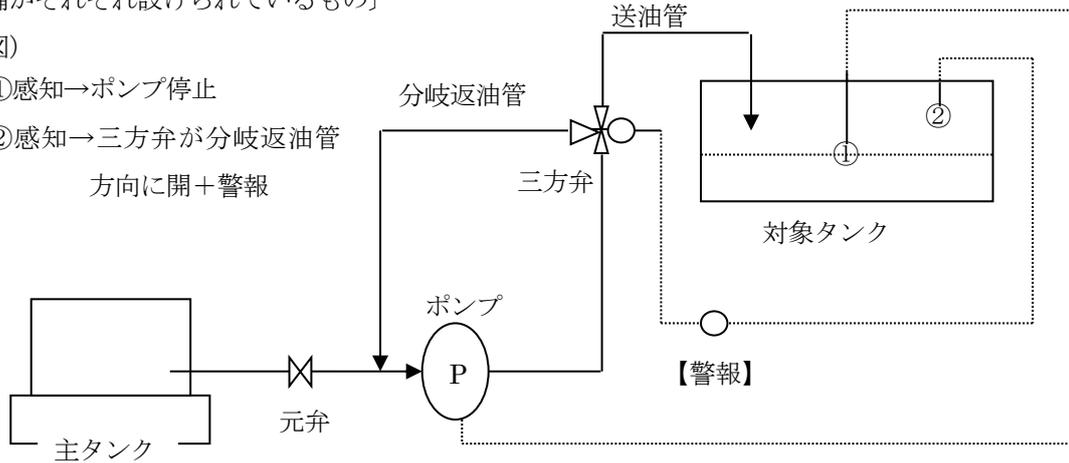
- ①感知→ポンプ停止
- ②感知→元弁自動停止+警報



〔危険物注入用ポンプを停止させる設備と三方弁を制御することにより一定量以上の危険物の注入を防止する設備がそれぞれ設けられているもの〕

(例図)

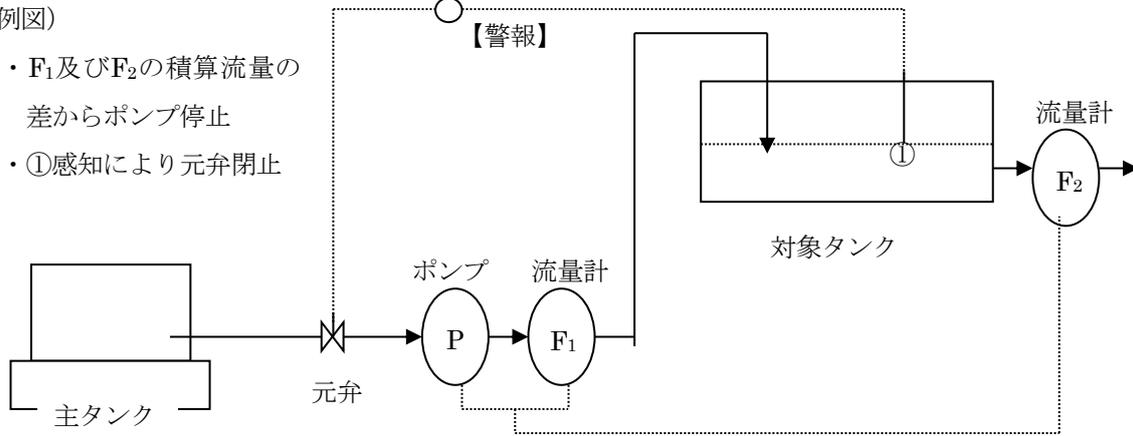
- ①感知→ポンプ停止
- ②感知→三方弁が分岐返油管  
方向に開+警報



(2) 20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、算出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)

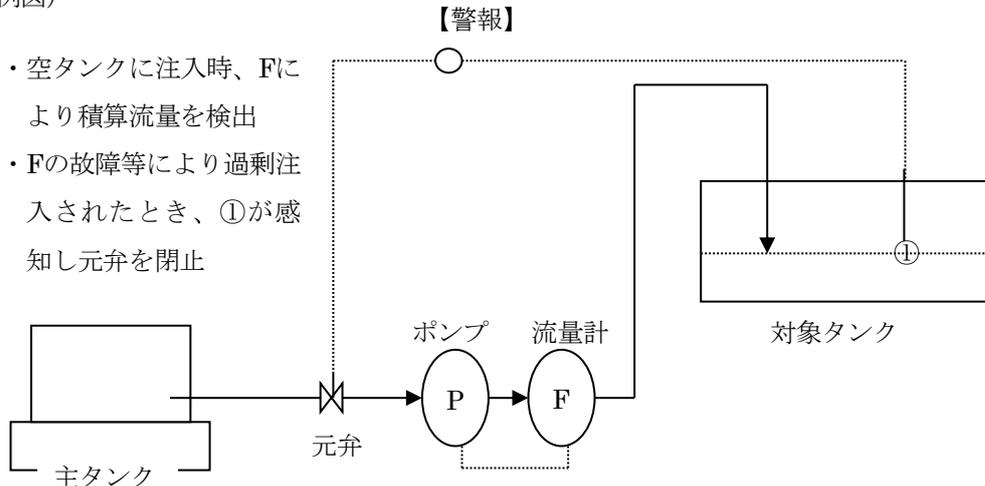
- ・  $F_1$ 及び $F_2$ の積算流量の  
差からポンプ停止
- ・ ①感知により元弁閉止



(3) 20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)

- ・ 空タンクに注入時、 $F$ により積算流量を検出
- ・  $F$ の故障等により過剰注入されたとき、①が感知し元弁を閉止



### 第3節 設置又は変更許可の申請等

#### 第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲及び配管の帰属等

法	(危険物施設の設置、変更等) 第11条
---	---------------------

『審査指針1』

##### 1 申請手続きの原則

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請することとし、許可を要しない軽微な変更に係る詳細については、第4「軽微な変更工事」によること。（\*）
- (2) 市町村境界上に設置される危険物施設（移送取扱所を除く。）の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設の実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。（S43.9.27消防予第213号質疑）
- (3) 施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置申請するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。（S52.12.19消防危第182号質疑）

##### 2 申請の対象

###### (1) 設置許可申請の対象とするもの

- ア 製造所等を新たに設置する場合。
- イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において政令第2条又は第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行う場合。  
（S52.12.19消防危第182号質疑）  
（例）製造所から一般取扱所、又は一般取扱所から移送取扱所
- ウ 製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を移設する場合。（\*）  
ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。  
（S52.10.12消防危第149号質疑）
- エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合。（S37.9.17消防危第91号質疑、S52.12.19消防危第182号質疑）
- オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、すべての貯蔵タンクを取替える場合。（\*）  
（例）同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクをすべて更新する。
- カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合。（\*）
- キ 積載式の移動タンク貯蔵所の車両（台車）を新設又は更新する場合。（\*）
- ク アからキまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合。（\*）

###### (2) 変更許可申請の対象とするもの

- ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。（\*）
- イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることとなる場合。（S52.12.19消防危第182号質疑）  
（例）製造所等の危険物の貯蔵等の取扱数量を変更すること等により、エリアの変更がなくても保有空地が増加するもの。（\*）
- ウ 貯蔵所又は取扱所において政令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、適用基準の変更（項の変更）を行う場合。（S51.7.12消防危第23-3号質疑）（\*）  
（例）屋内貯蔵所（政令第10条第1項）から特定屋内貯蔵所（政令第10条第4項）へ変更する場合。
- エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合。（S37.4.6自消丙予発第44号質疑）
- オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合。（\*）
- カ 積載式以外の移動タンク貯蔵所の車両（台車）を更新する場合。（\*）
- キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替又は増設する場合。（\*）

- (例) 同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクに更に1基増設する場合。
- ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合。  
(H10.10.13消防危第90号質疑)
- ケ 積載式移動タンク貯蔵所（国際タンクコンテナを除く。）に、交換タンクコンテナを増設する場合。  
(H4.6.18消防危第54号通知)
- コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあっては、たて及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合。（H11.6.15消防危第58号質疑）
- サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合。

### 3 許可単位

- (1) 製造所の単位は、原則として一連の工程又は一棟をもって一とする。（S37.4.6自消丙予発第44号質疑）
- (2) 屋内貯蔵所は、一棟ごととする。ただし、政令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所の用に供する部分ごととする。（\*）
- (3) 屋外タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を群で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管（タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。）及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共用して使用する場合の当該幹線配管等にあっては、タンク群に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク（以下「主タンク」という。）の一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク群に存するタンクのうち容量の最大のタンク（以下「最大タンク」という。）の一の単位とする。（\*）
- (4) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごととする。（\*）
- (5) 地下タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室内にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあっては、一とする。  
(S54.12.6消防危第147号質疑)
- (6) 簡易タンク貯蔵所は、タンク1基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、3基までを一とする。（\*）
- (7) 移動タンク貯蔵所は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごととする。（\*）
- (8) 屋外貯蔵所は、さく等で区画された部分ごととする。（\*）
- (9) 給油取扱所は、道路、防火壁又は防火塀等で区画された部分ごととする。（\*）
- (10) 販売取扱所は、配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。（\*）
- (11) 移送取扱所は、ポンプ群ごととする。（\*）
- (12) 一般取扱所の単位は、次のとおりとする。（\*）
- ア 製造所に準ずるものとする。ただし、充填場、ボイラー設備、発電設備等の施設は、それぞれ危険物の取扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。
- イ 政令第19条第2項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。
- (13) 消火設備のうち固定消火設備を共用する場合において水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあっては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等（以下「消火薬剤等最大必要施設」という。）の一の単位とする。（\*）

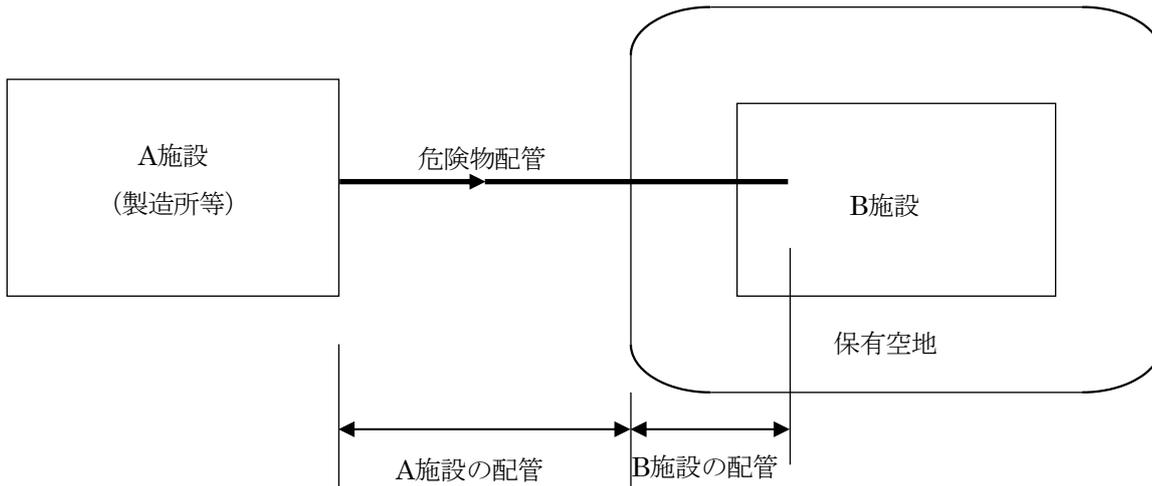
### 4 製造所等の設備の許可単位

製造所等から排出される可燃性ガス、粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所等の設備とする。  
(S59.6.8消防危第54号質疑)

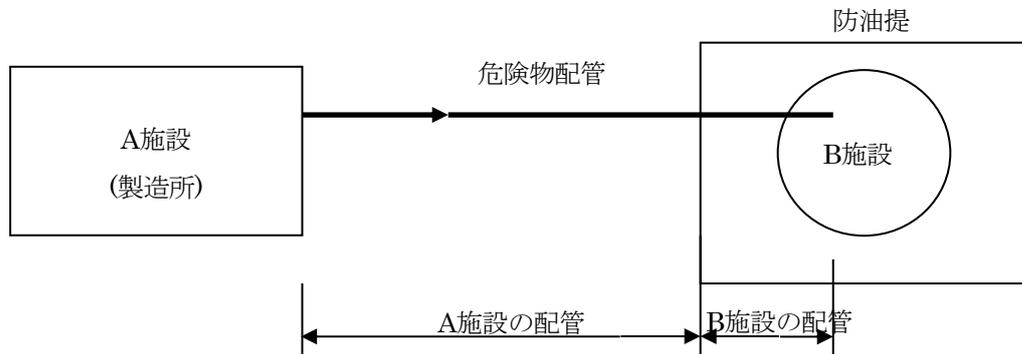
### 5 危険物配管の許可単位（移送取扱所については第3章第4節第3『審査指針1』を参照）

危険物施設相互に接続される場合の危険物配管（危険物はA施設からB施設に移送されるもの）の単位は、次の例によること。なお、ポンプ設備にあっては当該設備の操作盤を有する施設に、戻り配管にあっては当該配管の起点を有する施設に付属するものとする。

- (1) 製造所等（屋外タンク貯蔵所を除く）の保有空地の内側の配管は、当該製造所等の配管とする。  
 下図の場合では、B施設の保有空地直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。

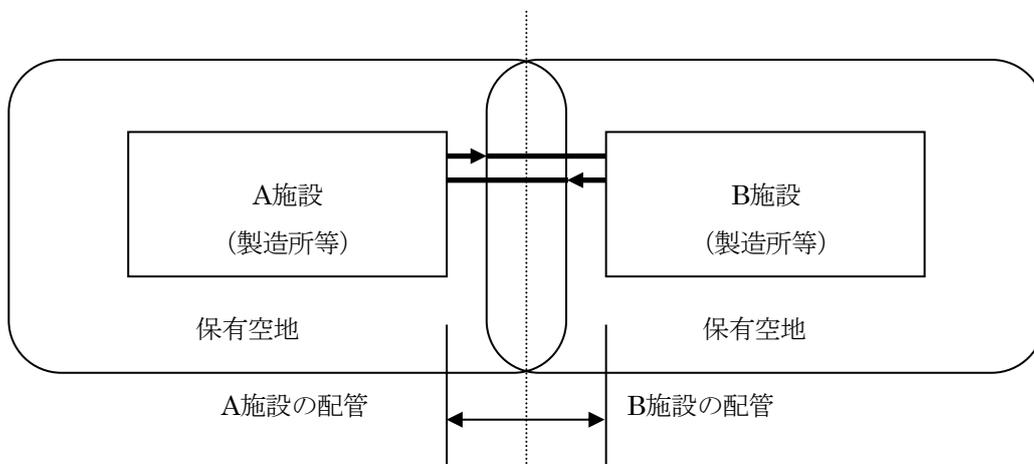


- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の直近のバルブ、フランジ等より内側の配管は、当該屋外タンク貯蔵所の配管とする。下図の場合では、当該屋外タンクの防油堤直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。



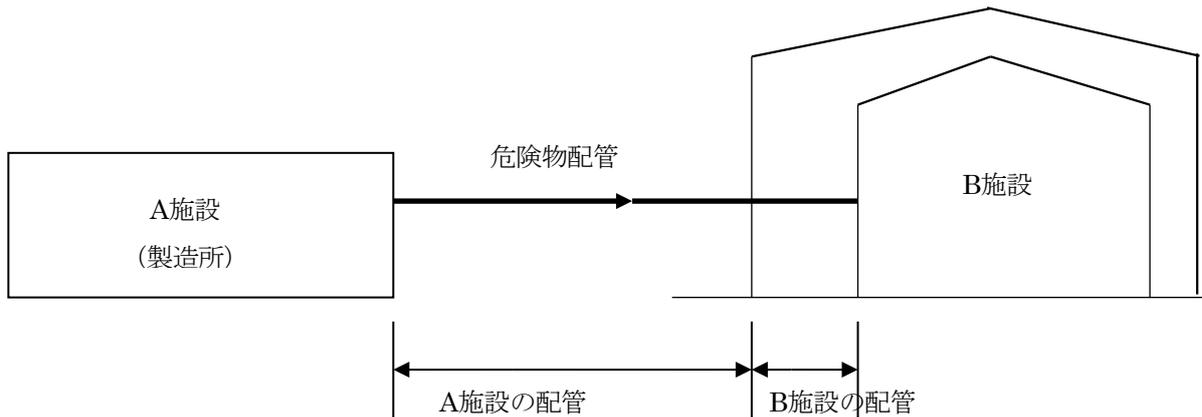
- (3) 製造所等の保有空地を共用する場合は、当該製造所等間のおおむね中心線をもってそれぞれの製造所等の配管とする。

下図の場合では、A施設とB施設との中心線からそれぞれの施設となる。



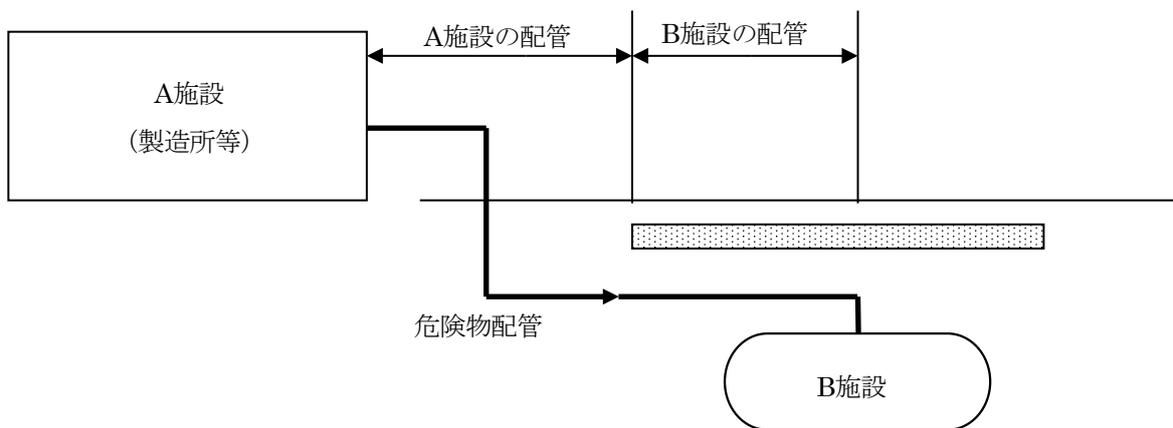
(4) 屋内タンク貯蔵所の専用室内の配管は、当該屋内タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、当該屋内タンクのタンク室の壁体直近のバルブ、フランジ等までが、A施設となる。



(5) 地下タンク貯蔵所の専用室内、又はスラブ下の配管は、当該地下タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、上部スラブ端部の直近のバルブ、フランジ等までがA施設となる。



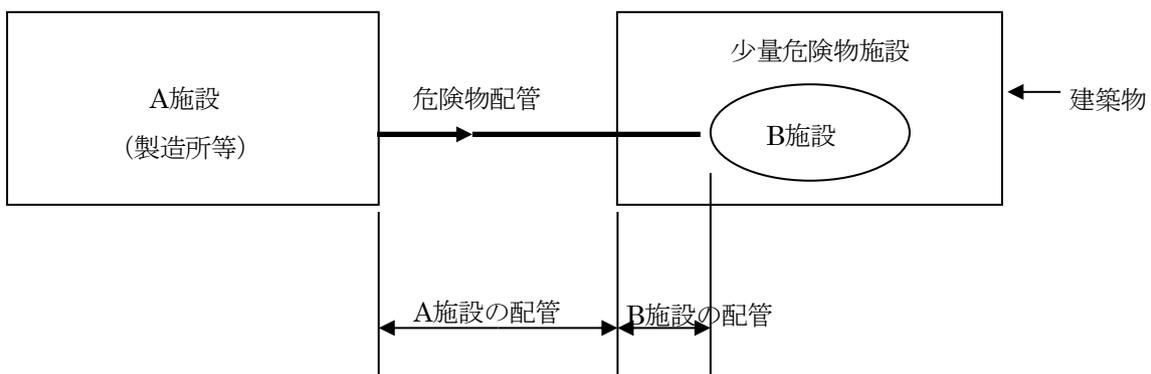
(6) 製造所等から少量危険物貯蔵・取扱所又は指定数量の1/5未満の設備へ危険物を送り出す配管については、次による。

ア 少量危険物の貯蔵所・取扱所が建築物内にある場合は、その外壁までを当該製造所等の配管とする。

イ 少量危険物の貯蔵所・取扱所が屋外にある場合は、少量危険物の貯蔵所・取扱所の空地までを当該製造所等の配管とする。

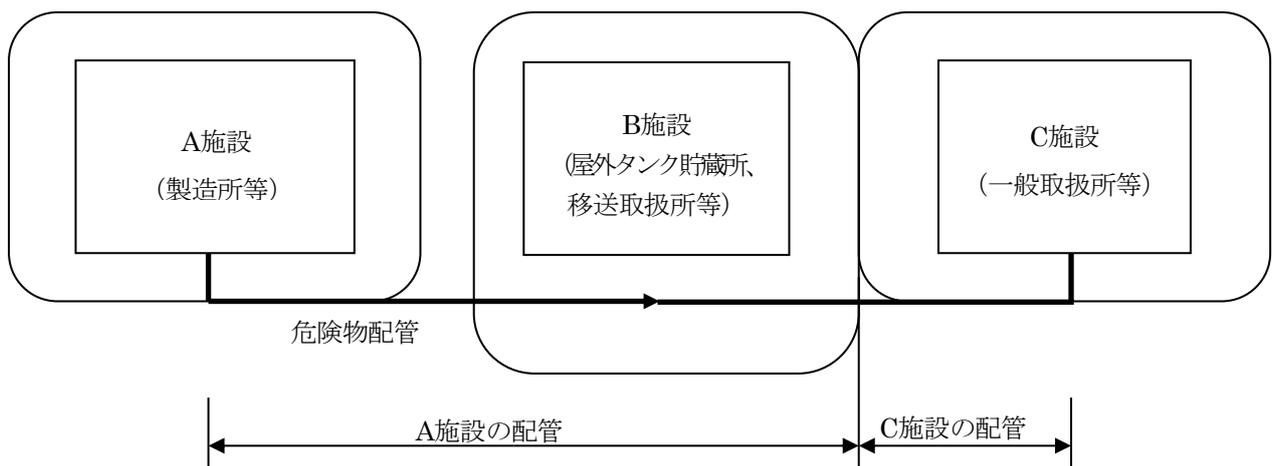
ウ 指定数量の1/5未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う設備へ危険物を送り出す配管は、当該設備等の直近までを製造所等の配管とする。

下図の場合では、当該B施設の外壁までがA施設となる。



(7) 製造所等に関係のある既設パイプラック等に設ける配管で、保有空地内を通過する当該製造所等に関係の

ない配管は、当該配管に直接関係のある製造所等の配管とする。



(8) (1)から(7)までのいずれにも該当しない配管は、送り出し側の配管とする。

## 第2 設置又は変更許可の申請

政 令	(設置の許可の申請) 第6条
政 令	(変更の許可の申請) 第7条

『審査指針1』

1 設置又は変更許可申請書の記入方法等については、下記によること。(\*)

(1) 設置者と申請者が異なる時(代理人申請時)は、当該申請に係る権限を委任する旨を証する書面(以下「委任状」という。)を添えなければならない。

ただし、あらかじめ委任状が消防本部に届出されている場合は、この限りでない。

(委任状の例)

<h2 style="margin: 0;">委 任 状</h2> <p style="margin: 10px 0;">私は、〇〇〇〇株式会社大垣工場取締役工場長〇〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。</p> <p style="margin: 10px 0;">記</p> <p style="margin: 10px 0;">1 〇〇〇〇株式会社大垣工場における、消防法に係る申請等の諸手続きに関する一切の件</p> <p style="margin: 10px 0;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin: 10px 0;">東京都〇〇区〇〇△丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○</p>
--

(2) 「製造所等の別」の欄には、製造所、貯蔵所又は取扱所のいずれかを記入すること。「貯蔵所又は取扱所の区分」の欄には、貯蔵所又は取扱所のみ政令第2条又は第3条の区分に応じた名称をそれぞれ記入すること。

(\*)

(3) 屋外タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の「危険物の類、品名(指定数量)、最大数量」の欄には、化学名を併記すること。(\*)

なお、貯蔵又は取り扱う危険物の類、品名が多い場合は、「別紙」と記入し、危険物の類、品名、指定数

量、最大数量及び倍数を記載した用紙を添付すること。（\*）

上記の数量は、製造所等の危険物の最大取扱数量を記入するものとするが、最大取扱数量の算定にかかわらず、い危険物がある場合にあっては、下記の記入例の様に「貯蔵・取扱数量」欄にかっこ書にて記入するものとする。

（変更の場合の品名数量別紙記入例）

危険物			変更前		変更部分		変更後	
類及び品名	性質	指定数量	貯蔵・取扱量	倍数	増減	倍数	貯蔵・取扱量	倍数
2類引火性固体		1,000kg	200kg	0.2	—		200kg	0.2
4類アルコール		400ℓ	500ℓ	1.25	-400ℓ	-1.0	100ℓ	0.25
4類1石	非水	200ℓ	600ℓ	3.0	400ℓ	2.0	1,000ℓ	5.0
4類2石	非水	1,000ℓ	32ℓ	0.03	—		32ℓ	0.03
4類2石	水溶	2,000ℓ	850ℓ	0.43	—		850ℓ	0.43
4類4石		6,000ℓ	600ℓ	0.1	—		600ℓ	0.1
5類第2種		100kg	(5kg)		—		(5kg)	
合計			5.01倍			1.0	6.01倍	

(4) 「指定数量の倍数」は、品名及び性質（指定数量）ごとに少数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入すること。（\*）

(5) 「位置、構造及び設備の概要」、「危険物の貯蔵または取扱方法の概要」については、それぞれ簡潔に記入すること。なお、内容が多い場合は、「別紙」と記入した上、別紙に記載すること。（\*）

(6) 「変更内容」は、概要がわかるように記入すること。変更内容が多い場合は、概略を記入した上、別紙に記載すること。（\*）

(7) 「変更理由」は、簡潔に記入すること。（\*）

(8) 「着工予定期日及び完成予定期日」は、それぞれ予定年月日を記入すること。

ただし、期日が未定である場合等は、「許可後」、「着工後○日後」等と記入すること。

(9) 建基法第6条第1項に規定する建築物を新設又は変更する場合は、建築確認申請の受付日又は申請予定日を「その他必要な事項」の欄に記入すること。（\*）

(10) 製造所等の変更許可申請に際して、仮使用承認の申請を行わない場合であっても、規則第5条の3に規定する変更の許可及び仮使用の承認の同時申請に係る申請書（別記様式第7の2又は7の3）を使用することができるものとする。この場合において、仮使用承認に係る欄に斜線をいれること。（\*）

(11) 屋外タンク貯蔵所のタンク本体に関する工事において、規則第22条の4第1項第9号に規定される水張検査の特例に関し、KHKの技術援助を活用する予定である場合は、「その他必要な事項」の欄に記入すること。（\*）

## 第3 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂順序

規則	(設置の許可の申請書の様式及び添付書類)	第4条
規則	(変更の許可の申請書の様式及び添付書類)	第5条
規則	(申請書等の提出部数)	第9条

## 『審査指針1』

1 設置又は変更の許可申請に係る図書の製本は、おおむね次に定める順序に従い編纂するものとする。

<p>(1) 設置又は変更の許可申請書</p> <p>(2) 構造設備明細書 ア 製造所等別 イ 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク） ウ 給油取扱所等の専用タンク</p> <p>(3) 工事の計画書及び工程表</p> <p>(4) 委任状</p> <p>(5) 承諾書等の写し</p> <p>(6) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書の写し（特異な危険物でその代表的なものに限る。）</p> <p>(7) 計算書</p> <p>(8) 機器リスト</p> <p>(9) 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）</p> <p>(10) フロー図</p> <p>(11) 付近見取図</p> <p>(12) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図</p> <p>(13) 機器等の配置図</p> <p>(14) 構造図 ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等 イ タンク類 ウ 塔槽類 エ 熱交換器類 オ ポンプ類 カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等） キ 基礎、架台及び配管ラック ク 防油堤 ケ その他</p> <p>(15) 設備図 ア 排水設備図 イ 換気、排出設備図 ウ 電気設備図（計装設備を除く。） エ 接地設備図 オ 避雷設備図 カ 消火設備図 キ 警報設備図 ク 避難性設備図 ケ 計装設備図 コ その他</p> <p>(16) 配管図</p> <p>(17) 緊急時対策に係る機械器具その他設備（エンジニアリングフローシート等で記載した場合を除く。）</p>
---

- 2 申請書等の作成に関する留意事項は、次のとおりとする。(H9.3.26消防危第35号通知)
- (1) 図書は、原則としてJIS A4とし、左綴りとする。ただし、A4を超える図書を添付する場合については、A4に折りたたむこと。(\*)
  - (2) 資料葉数が多い場合にあつては、分冊方式を採用し、当該分冊には一体の図書である旨の表示をすること。(\*)
  - (3) 図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。(\*)
  - (4) 図書の記号は、原則としてJISに定めるものを用いること。ただし、規格以外のものを使用する場合は、凡例を明示すること。(\*)
  - (5) 図書の文字は、原則として日本語表示とすること。なお、ローマ字等による省略文字(機器番号等は除く)を使用するときは、注意書又は凡例を明示すること。また、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置に係る図書については、申請書及び構造設備明細書の内容を示す部分の関係図書は日本語に翻訳して添付すること。(\*)
  - (6) 図面の縮尺は、特に定めのあるもの(設置又は変更の許可申請における移動タンク貯蔵所に係る図面並びに消防用設備に係る添付図面)を除き任意とするが極度に縮尺する等、文字及び記号等が不明瞭で読み取れないものは避けること。(\*)
  - (7) 設備の図面は、製造業者等の発行するカタログ等をもって替えることができる。(\*)
  - (8) 添付書類は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することができる。
  - (9) 図書(設計図面を除く。)で使用する文字は、黒色とし鉛筆での記載は避けること。(\*)
  - (10) 図書(図面)の色別をおこなう場合は次によること。(\*)
    - ア フロー図、付近見取図、配置図、構造図、設備図について申請範囲がわかりやすいように色別すること。ただし、以下の場合については色別を省略することができる。(\*)
      - (ア) フロー図(ウ(ウ),エ(エ),カ(カ)に限る)
        - a 図面の全部が新設又は変更する部分に該当する場合  
図面の右肩に「すべて新設」と明記するとき。
        - b 図面上で新設又は変更と既設が混在している場合  
線を太くする等により変更箇所が判別できるとき。
      - (イ) 構造図・設備図  
図面の全部が新設又は変更する部分に該当するとき。
    - イ 図面ごとに色別区分が異なることがないように、色別は極力一貫性をもたせること。
  - (11) 変更許可申請書には、変更に係る範囲、設備等の位置及び名称又は変更の内容を記載した図書を添付すること。(\*)
  - (12) 変更許可申請書には、工事中の安全対策に係る図書等の添付は要しない。
- 3 規則第4条又は第5条に規定する許可申請書に添付する位置、構造及び設備の図面等(移動タンク貯蔵所を除く。)に関する記載上の留意事項については次のとおりとする。(H9.3.26消防危第35号通知)
- (1) **設置又は変更の許可申請書**  
記載方法については、第2「設置又は変更許可の申請」の記載要領によること。
  - (2) **構造設備明細書**
    - ア 20号タンク(屋外、屋内及び地下タンク貯蔵所構造設備明細書)  
製造所又は一般取扱所において、20号タンクを設置又は変更(構造設備明細書中の内容を変更するものに限る。)する場合は、規則に定める屋外タンク貯蔵所構造設備明細書(様式第4のハ)、屋内タンク貯蔵所構造設備明細書(様式第4のニ)、又は地下タンク貯蔵所構造設備明細書(様式第4のホ)のいずれかを添付すること。

イ 建築物の屋上又は架構に設置する20号タンクは、屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のハ）を用いること。

ウ 給油取扱所等の専用タンクの構造設備明細書（＊）

給油取扱所又は一般取扱所に地下専用タンクを設置又は変更する場合は、規則に定める地下タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のホ）を添付すること。

エ 構造設備明細書は、タンク1基につき1葉を用いるものとする。

ただし、設計条件が同一（同形状、同容量等）のタンクについては、構造設備明細書の右肩に機器番号又は〇〇基共通と記入し、共用できるものとする。（＊）

### (3) 工事の計画書及び工程表

特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の許可申請又は大規模な工事以外は、添付を要しないものとする。

### (4) 委任状

### (5) 承諾書等の写し（＊）

土地、建物、工作物等の貸借書等で必要なものを添付する。

### (6) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し（特異な危険物に限る。）

特異な危険物でその代表的なものについては、データベース登録済の確認書の写しを添付すること。データベースに登録していない危険物については、政令に定める確認試験結果報告書等の写しを添付すること。

### (7) 計算書

計算書は、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。

ア 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書

イ タンク容量計算書

屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易タンク、20号タンク及び給油取扱所等に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。

ウ タンク板材料の強度検討計算書

(ア) タンクの使用条件が負圧であるタンク（＊）

(イ) アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合（＊）

(ウ) その他必要なもの（＊）

エ 屋外貯蔵タンク、屋外20号タンク

(ア) 容量500kl未満のタンク

a 耐震、耐風圧（支柱又は架台型式にあってはその強度等を含む。）計算書（規則第21条）

b JIS B 8265（圧力容器の構造—一般事項）、JIS B 8266（圧力容器の構造—特定規格）、JIS B 8501（鋼製石油貯槽の構造）、JIS B 8502（アルミニウム製貯槽の構造）による構造計算書。（＊）

c 基礎地盤にあっては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるための計算書（規則第20条の2）（＊）

d 容量100kl未満のタンクについては、b及びcの計算書を省略することができる。

(イ) 容量500kl以上1,000kl未満のタンク

基礎、地盤、タンク構造（支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。）計算書（規則第20条の3の2及び第20条の4の2）

(ウ) 容量1,000kl以上のタンク

基礎、地盤、タンク構造（支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。）計算書（規則第20条の2及び第20条の4）

オ サイトグラス

20号タンク又は配管にサイトグラス（のぞき窓）を設ける場合の強度計算書（厚み検討）（\*）

カ 防油堤

（ア）防油堤容量計算書（告示第4条の2）

（イ）防油堤の構造（規則第22条第2項第9号）に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書（S52.11.14消防危第162号通知）

キ 架構等の工作物及び危険物配管ラック

静的震度法又は修正震度法による計算書（H8.10.15消防危第125号通知）又は建基法に準拠する構造計算書（地盤、基礎ぐい計算を含む。）

ただし、危険物配管ラックについては、耐火の要否を問わず、支柱の高さが1.5mを超えるものに限る（パイプスタンション等小規模なものを除く）。（\*）

ク 塔槽類（高さ6m以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する（自立型式）ものに限る。）

耐震、耐風圧計算書（規則第21条準用）（\*）

ケ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台

静的震度法又は修正震度法による計算書（H8.10.15消防危第125号通知）及び耐風圧計算書（屋外に存するものに限る。）

基礎にあっては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書（\*）

コ 可燃性蒸気排出設備

排出設備の換気能力に係る排出量の計算書（\*）

サ 建築物（建基法第6条第1項に規定する建築物）の構造計算書

建築確認申請書を提出し、又は提出予定で、危険物設置又は変更許可申請書のその他必要な事項欄に建築確認申請日又は申請予定日を記載した場合は不要とする。（\*）

シ その他必要な計算書（\*）

(8) **工程説明書（製造（取扱）設備の概要）**（\*）

製造所、一般取扱所のみとする。ただし、簡易な工程を除く。

(9) **フロー図**（\*）

ア 製造所及び一般取扱所において、原則として、設備又は機器等の名称、工程中の流体名及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載したエンジニアリングフローシート等とすること。なお、危険物の貯蔵又は取扱いが複雑な場合は、ブロックフロー図又は概略フロー図をエンジニアリングフローシート等の前に添付すること。

イ 製造所及び一般取扱所以外の製造所等において、複雑な危険物の取扱いがある場合は、アのフロー図を添付すること。

(10) **付近見取図**

ア 製造所等と周囲の保安対象物件の状況を示すこと。（\*）

イ 保安対象物件までの距離が記載されていること。ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は「保安対象物件なし」と記載することで足りる。

(11) **建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図**（\*）

ア 製造所等の位置、建築物その他の工作物の位置、敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離及び保有空地等審査に必要な数値を記載した周囲の状況図とすること。

イ 建築物又は架構を設置、変更するときは、延焼のおそれのある範囲を図示すること。

ウ 政令第9条第1項第2号ただし書き、政令第10条第3項、政令第12条第2項、政令第17条第2項、政令第18

条及び政令第19条第2項の適用を受ける製造所等で製造所等の用に供する部分以外の建築物がある場合にあっては、製造所等の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を明示すること。

エ 屋外タンク貯蔵所については、アの他、敷地内距離、タンクと防油堤間の距離、タンク間距離、ポンプ間距離及び周囲の道路（タンクに面する空地）を明示すること。屋外20号タンクにあっては、タンクと防油堤間の距離を明示すること。

オ 屋内タンク貯蔵所については、タンク専用室の壁とタンク間の距離（二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を含む。）を、専用棟以外に設置する場合にあっては、建築物内におけるタンク専用室の位置を明示すること。屋内にある20号タンクにあっては、壁体までの距離を明示すること。

カ 地下タンク貯蔵所については、隣接建築物又は工作物等の基礎からの距離及び二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を明示すること。

キ 給油取扱所については、次のことを明示すること。

（ア）隣接する道路の幅員及び周辺の状況

（イ）事務所その他取扱所の業務を行うために必要な建築物及びキャノピーの概要図、固定給油・注油設備からの延焼のおそれのある建築物等の状況

（ウ）給油空地、注油空地、固定給油・注油設備及び附随設備の位置の状況

ク 標識、掲示板の設置位置を記載すること。

#### (12) 機器等の配置図

製造所等の機器等の配置が記載された配置図とすること。

なお、製造所等に階層がある場合は、階層ごとの平面図とすること。

#### (13) 構造図

##### ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等

（ア）平面図、立面図（2面以上）及び断面図、建築物（架構含む。）にあっては面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の材質等を明示すること。

なお、主要構造部を耐火構造とし又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定を受けたものを使用するときは、現場施工によるものを除き、平面図、立面図等に認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さない。

（イ）矩計図、仕上表、建具伏及び建具表を添付し、窓及び出入口については、位置、寸法、構造等を記載すること。

なお、窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定を受けたものを使用する場合は、平面図、立面図等に認定番号を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

（ウ）防火塀、隔壁等にあっては構造図を添付すること。

##### イ タンク類（\*）

###### （ア）タンク共通

a 平面図、立面図及び詳細図に、タンクの本体にあっては、寸法、板厚、材質、板取、溶接方法、ノズル名称及び口径等を、附属品にあっては、材質、寸法及び取付方法を明示すること。

なお、容量が100 kl未満のタンクは、板取図を省略することができる。

b 常圧タンクの通気管は、引火防止措置を明示すること。

c 標準的な構造を有する液面計は、フロー図又はタンク構造図に取付位置、型式及び材質等を記載することにより別途構造図を省略することができる。

（イ）屋外貯蔵タンク（屋外20号タンク含む。）

a 放爆構造を明記すること。

b 支柱の構造（耐火性能等）を記載すること。

(ウ) 地下貯蔵タンク（給油取扱所及び一般取扱所の専用タンク等を含む。）（\*）

a 基礎及びタンク室の構造を明示すること。

b タンク室を設けない地下タンクにあっては、タンク埋設図にタンク基礎、支柱及び上蓋の配筋状況並びにタンクバンド、アンカーボルト及び防食施工方法等を明示すること。

また、支柱にあっては、その太さ及び使用する主筋の断面積計算を付記すること。

#### ウ 塔槽類（\*）

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。

#### エ 熱交換器類（\*）

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。

#### オ ポンプ類

能力（揚程、仕事量）、寸法、型式及び取付方法等を明示すること。

#### カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等）（\*）

(ア) 標準的な型式の安全装置、圧力計、温度計等を使用する場合は、フロー図等に仕様、機能等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

(イ) Y型ストレーナー、流量計、バルブ類その他これらに類する小規模な機器で、標準的な構造のものをを使用する場合は、フロー図等に仕様等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

#### キ 基礎、架台及び配管支持物（\*）

(ア) タンク類の基礎は、寸法及び配筋状況を明示すること。

(イ) 架構、大規模な工作物は、その構造図を添付すること。

(ウ) 大規模な機器類（高さ6m以上の危険物を取り扱う機器で、屋外の地盤面に独立して設置する自立型式の機器等）以外の小規模な機器等の基礎は、機器リストに機器固定方法を明記した場合は基礎構造図を省略することができる。

(エ) 製造所等に存する架台は、構造図を添付すること。

(オ) 地上に設置する配管支持物及び配管サポート等は、原則として高さ1.5mを超えるものについてその構造図を添付すること。

(カ) 硫黄を貯蔵する場合は、囲い及び固着装置の構造図を添付すること。

#### ク 防油堤（\*）

(ア) 容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。

(イ) RC造の防油堤は、配筋状況を明示すること。

(ウ) RC造防油堤の増設等にあっては、既設防油堤の鉄筋等との接合方法について明示すること。

(エ) 防油堤において目地、階段等を有する場合は、その構造を明示すること。また、防油堤に配管を貫通させる場合には、その保護措置を明示すること。

#### ケ その他（\*）

(ア) 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱うタンク・機器類等は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(イ) 機器等を撤去する場合は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

### (14) 設備図

#### ア 排水設備図

(ア) 危険物設備に係る地盤面、流れ止め、ためます、水抜きバルブ、油水分離槽等の構造及び排水経路を明示すること。

(イ) 架構内等の排水設備は、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を平面図等に記載することにより、個々

の設備図の添付を省略することができる。

- (ウ) (ア)について、平面図等に位置、機能及び寸法等を記載することにより、当該設備図を省略することができる。

#### イ 換気、排出設備図

建築物に係る換気設備、強制排出設備等の位置及び構造を明示すること。

#### ウ 電気設備図（計装設備を除く。）

- (ア) 機器リスト及び電気設備図に位置、型式及び防爆構造の種類等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。電気配線については、配線系統図に構造（施工方法等）を電気設備図として記載すること。

- (イ) 非防爆電気機器等を設置する場合においては、**別記12「電気設備及び主要電気機器の防爆構造」**に定める危険場所（特別～第2類危険箇所）以外であることを明示すること。この場合において、電気設備図への位置の記載のみで、別途構造図の添付は要さない。

電気配線については、主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線は記載を要さない。

- (ウ) 給油取扱所の電気設備では、スイッチ、コンセント、モーター等の電気設備の床面からの高さを明示すること。（\*）

#### エ 接地設備図

接地導線の敷設状況、接地極の概要（埋設場所を含む。）、接地工事種別（抵抗値）を記載したものとすること。（\*）

#### オ 避雷設備図

避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況等を記載したものとすること。

ただし、屋外や屋上等に機器等を設置、移設若しくは変更する場合又は建築物等を設置若しくは変更する場合等で保護範囲に包含されているか審査上必要な場合のみとする。（\*）

#### カ 消火設備図（\*）

- (ア) 消火設備の設計書

水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすること。

- (イ) 消火系統図

他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。

- (ウ) 配置図

有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあつては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあつては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

- (エ) 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあつては、取り付け位置を明示すること。

- (オ) 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

- (カ) 配管図

材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。

- (キ) 設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

キ **警報設備図**（\*）

（ア）自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図等（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。

（イ）（ア）以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

ク **避難設備図**（\*）

誘導灯の設備構造図、配線系統及び配置状況を明示すること。

ケ **計装設備図**（\*）

フロー図（エンジニアリングフローシート等）又は計装系統図等に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより不要とすることができる。

コ **その他**（\*）

給油取扱所の申請書には、点検、整備を行う設備の位置を平面図等に明示すること。

(15) **配管図**（第41(3)に規定する「対象設備」に限る。）

ア 配管図には、製造所等の配管の範囲、材質、口径及び敷設状況（レベル等）を明示すること。（\*）

イ 地上配管

（ア）地上配管（移送取扱所を除く。）は、フロー図をエンジニアリングフローシート等とした場合にのみ配管図を省略することができる。

（イ）配管ルートを配管図等に記載すること。なお、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

ウ 地下配管

配管ルートを配管図等に記載すること。なお、埋設断面、防護構造、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあつては、位置及び構造）は、一定箇所ごとの断面、敷地状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

エ 電気防食を行う配管は、電気防食に関する施工方法及び計算書を添付すること。（\*）

オ 配管に、昭和56年消防危第20号通知に規定する評定品以外の可とう管継手を設ける場合は、構造図、強度計算書及び試験成績証明書等の写しを添付すること。ただし、呼径が40A未満の可とう管継手は、圧力試験成績証明書のみで足りるものとする。なお、評定品の場合は、構造図等を不要とし、完成検査時に評定証プレートの確認をもって足りるものとする。（\*）

(16) **緊急時対策に係る機械器具その他設備**

温度若しくは圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断又は冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置されている設備、装置等に係る系統又は構造を記載したものとする。なお、緊急時対策に係る機械器具その他設備は、フロー図で明示した場合は省略できるものとする。

4 移動タンク貯蔵所の設置許可申請の添付書類及び編纂順序については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（H9.3.26消防危第33号通知）によるほか、次によること。

(1) 移動タンク貯蔵所の手続に関する事項

ア 設置又は変更の許可申請

（ア）移動タンク貯蔵所の許可に係る被けん引車のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料の提出を必要としない。

(イ) 移動タンク貯蔵所の当管内における常置場所の変更に係る変更許可申請は、申請書、構造設備明細書、許可書の写し、完成検査済証の写し、タンク検査済証（正）の写し、付近見取図、配置図及び外観三面図のみで足りるものとする。（\*）

#### イ 完成検査前検査

完成検査前検査は、移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等又は移動貯蔵タンクを製造する場所を管轄する市町村長等に対し申請すること。

##### (ア) 水圧検査の方法

タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。この場合において、間仕切を有する移動貯蔵タンクの水圧検査は、タンク室のすべてに水圧をかけた状態で実施することができる。

##### (イ) 水圧検査中の変形

タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものはここでいう変形に該当しない。

#### ウ 完成検査

##### (ア) 完成検査実施場所

完成検査は、原則として常置場所において位置の状況を含み実施するものとする。ただし、常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所とされている等によりすでに把握されている場合はこの限りでない。

##### (イ) 完成検査申請書

完成検査申請書にタンク検査済証の写しを添付すること。

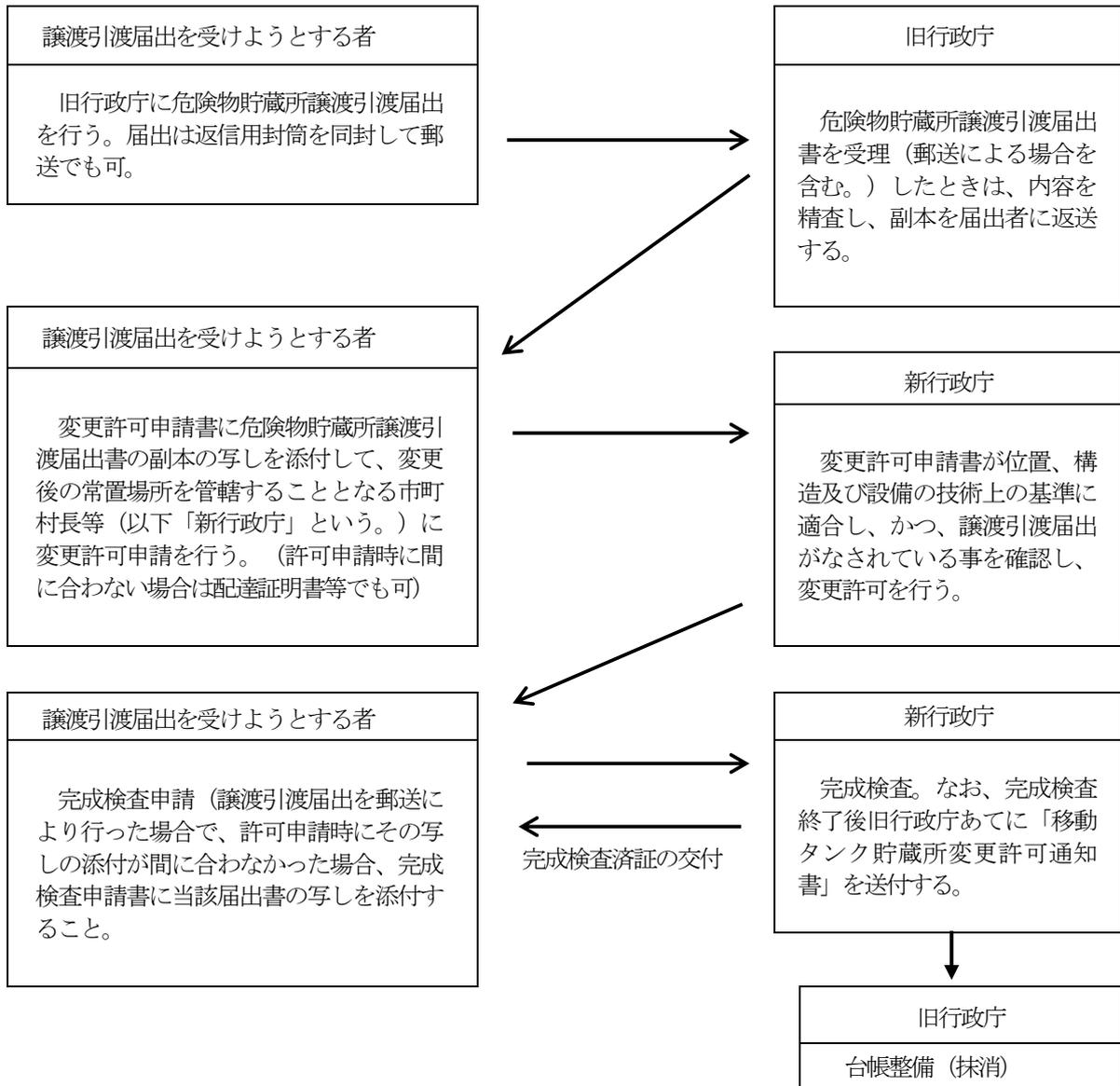
#### エ 譲渡（又は引渡）を伴う行政庁の異なる常置場所の変更

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、変更許可申請にあたっては、変更前の最新の許可書、これに添付されて返戻された申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

また、変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対して廃止の届出は要しない。

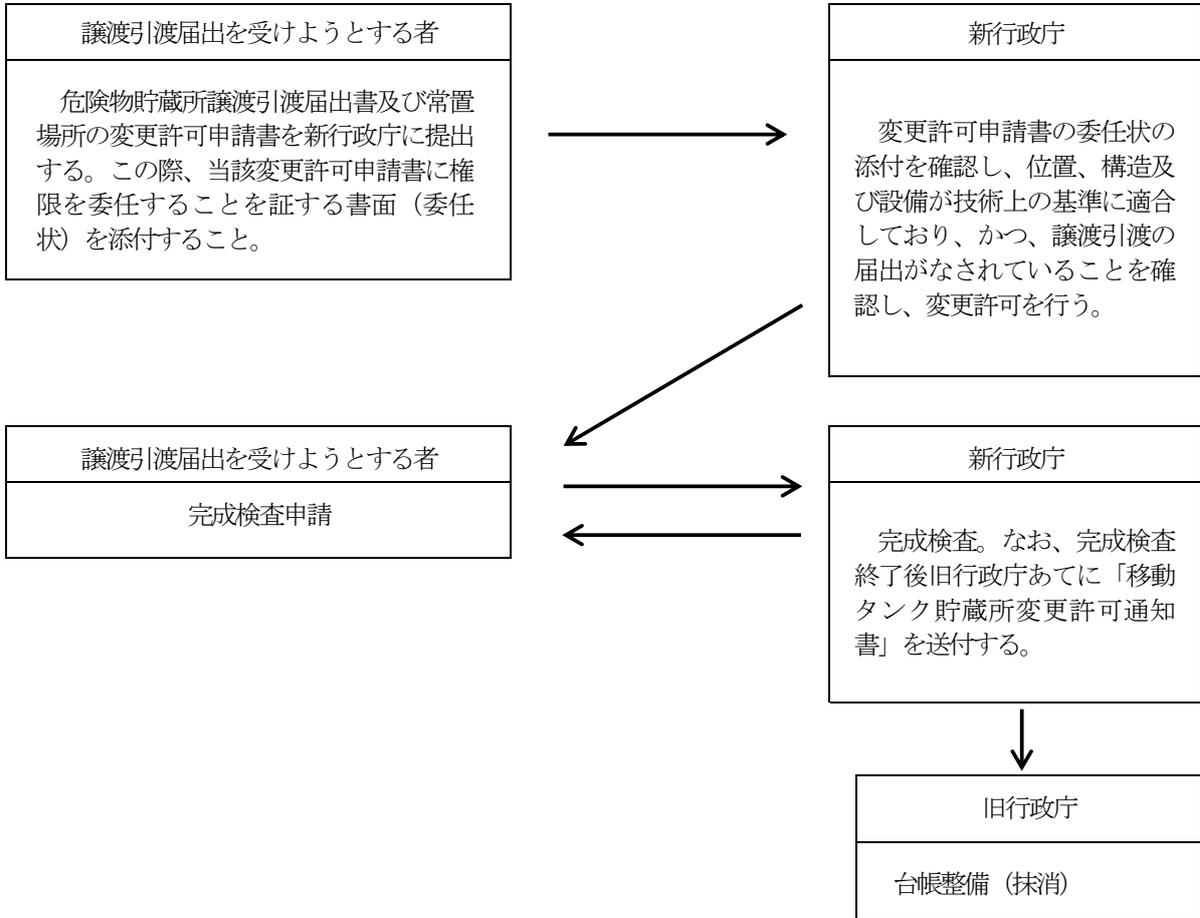
##### (ア) 旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合

- a 行政庁の異なる常置場所の変更と、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を旧行政庁に対し先行して行うものであること。この場合において、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。
- b 移動タンク貯蔵所の譲受人（又は引渡を受けた者）が常置場所の変更に係る許可申請を行う場合は、前記aの譲渡引渡届出書の写しを変更許可申請書に添付すること。ただし、前記aの譲渡又は引渡届出を郵送で行った場合で、変更許可申請時に間に合わない場合は配達証明等で確認することができるものとし、完成検査申請書に同届出書の写しを添付すること。



(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請書を同時に行う場合

変更許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対して変更許可手続に係る手続きに関する権限を委任することを証する書面（委任状）を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。



## 第4 軽微な変更工事

(H9.3.26消防危第36号通知、H9.10.22消防危第104号質疑、H13.4.9消防危第50号通知、H14.3.29消防危第49号通知)

### 1 用語

- (1) 「**軽微な変更工事**」とは、法第11条第1項本文後段の規定による変更の許可を要しないものとして取り扱う工事をいう。
- (2) 「**設備等**」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。
- (3) 「**対象設備**」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分をいい、法第10条第4項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。
- (4) 「**非対象設備**」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。
- (5) 「**新設**」とは、設備等の全部又は一部を新たに製造所等に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。
- (6) 「**撤去**」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- (7) 「**取替**」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。(例：電気設備において防爆構造の種類が同一で、防爆記号のみが変更となる工事。危険物配管のJIS記号に変更のない材質変更。)
- (8) 「**補修**」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- (9) 「**移設**」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。なお、異なる製造所等からの設備等の移設は「新設」とする。(＊)
- (10) 「**改造**」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。
- (11) 「**危険場所**」とは、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

### 2 軽微な変更工事

- (1) 軽微な変更工事は、**別表に掲げる資料等による確認を要する工事と確認を要しない工事**とする。
- (2) 別表に掲げる変更工事以外の工事で、変更の程度がこれらの例と類似又は同程度であると認められるものについては、軽微な変更工事とする。

### 3 届出の対象

- (1) 対象設備は、別表に掲げる**資料等による確認を要する工事**とする。
- (2) 非対象設備は、非対象設備本体の新設又は移設の工事とする。  
ただし、非対象設備の新設又は移設によりエリアの増設等、製造所等の位置並びに避雷設備、消火設備及び警報設備の基準に変更を生じるものについては、変更許可申請を要する。

### 4 届出等の手続き

- (1) 資料等による確認を要する工事をする場合は、**垣危規則第3条第2項に規定する資料提出書**に変更の内容、設備等（機器リスト、フロー図、配置図等）、目的、工法及び養生の概要を示す資料を添付するものとする。  
この場合において、当該工事に伴い溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する等災害発生のおそれあるときは、当該資料提出書に安全対策上の措置を明示することにより、**垣危規則第13条に規定する危険作業の届出を要しない。**（＊）
- (2) 資料提出を要する工事をしようとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならないものとする。  
（＊）
- (3) 同一施設で資料等による確認を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可申

請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めても差し支えない。

#### 5 検査

資料等による確認を要する工事を変更許可申請に含めた場合は、当該資料提出を要する工事に該当する部分については、変更許可に係る完成検査の対象としない。

## 別表

## 具体的例示（共通事項）

構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	資料等による確認を要する工事	資料等による確認を要しない工事
<b>1 建築物、工作物</b>		
＜建築物＞		
屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等		補修
ひさし（張出し長さ1m以上のもの）		補修
ひさし（張出し長さ1m未満のもの）	撤去、取替	補修
防火区画		補修
防火上重要でない間仕切壁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
内装材		撤去、取替、補修
防火設備		取替、補修
防火戸の自動閉鎖装置		取替、補修
ガラス、窓枠又は窓		取替、補修
階段		取替、補修
地盤面		補修
＜工作物＞		
保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁		補修
架構		補修
配管、設備等の支柱、架台	取替	補修
配管、設備等の支柱、架台の耐火措置	取替	補修
歩廊、はしご等		取替、補修
＜保有空地＞		
植栽	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
<b>2 タンク等</b>		
＜基礎等＞		
犬走り、法面、コンクリートリング	補修	
地下タンクの上部スラブ	補修	
＜構造等＞		
屋根支柱、ラフター、ガイドポール等	補修	
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替、補修
階段、はしご、手すり等	取替	補修
＜設備等＞		
タンク元弁		取替、補修
通気管（地上部分に限る。）	取替、改造（無弁通気管を大気弁付通気管（又は大気弁付通気管を無弁通気管）に変更する場合に限る。）	補修
2m程度の短配管（地上配管及び移送取扱所に係るものを除く。）		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
既設ノズルを利用した液面計、温度計等	増設、移設	改造、取替、撤去、補修
雨水浸水防止措置		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
感震器（電気遮断器）	増設、移設、撤去	取替、補修

20号タンクに付随する加熱装置		補修
20号タンク	撤去	
<b>3 危険物設備等</b>		
<b>&lt;配管等&gt;</b>		
配管（地下配管及び移送取扱所を除く。）	補修、撤去、取替（おおむね2m以上10m以下、かつ、全長の1/2以下のもの）	
配管（地下配管及び移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）	補修、撤去	取替
2m程度の短配管（地下配管及び移送取扱所に係るものを除く。）		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管（移送取扱所を除く。）		増設、移設、改造、撤去、取替、補修
配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
可とう管継手（認定品）		取替
可とう管継手（認定品以外）	取替	
配管の加熱装置（蒸気、温水を用いたものを除く。）	取替	補修
配管の加熱装置（蒸気、温水を用いたものに限る。）		取替、補修
配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます		取替、補修
漏えい検査管	取替（頂部に限る場合を除く。）	取替（頂部に限る。）、補修
漏えい検知設備	取替	補修
給油ホース、給油ノズル、結合金具		取替、補修
地下ピット耐火板、カバー	取替（異なる種類）	取替（同種）、補修
<b>&lt;機器等&gt;</b>		
熱交換器	撤去	取替、補修
ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	撤去、取替	補修
熱交換器のチューブハンドル		取替
熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）散水設備等		取替、補修
ストレーナ、弁等（移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く。）	撤去	取替、補修
攪拌装置（電動機を除く。）	撤去	取替、補修
炉材		取替、補修
反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替、補修
加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置（電動機以外）	撤去	取替、補修
波返し、樋、受け皿等飛散防止装置	撤去	取替、補修
ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替、撤去	補修
ローラーコンベアー等危険物輸送設備（電動機を除く。）	撤去	取替、補修
ガス回収装置	増設、撤去、取替	補修
保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く。）		撤去、取替、補修
排出設備（ダクト等を含む。）	取替	補修
換気設備（ダクト等を含む。）		取替、補修

電気防食設備		取替、補修
<b>&lt;制御装置、安全装置等&gt;</b>		
圧力計、温度計、液面計、計量装置計測装置等の現場指示型計装設備	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
安全弁、破裂板等安全装置		取替、補修
温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源等を含む。）	取替	補修
緊急しゃ断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修
地下タンクのマンホールプロテクター	取替（嵩上げを含む。）	補修
<b>4 防油堤及び排水設備等</b>		
防油堤（仕切堤を含む。）		補修
防油堤水抜弁	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）	取替	補修
防油堤の階段（防油堤と一体構造ではないもの）	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
防油堤の点検歩廊	移設、取替（防油堤と一体構造のもの）	取替（防油堤と一体構造でないもの）、補修
<b>&lt;排水溝等&gt;</b>		
排水溝、貯留設備、油分離装置、囲い等	取替、撤去（CNG設備等に係るものに限る。）	補修
ブランケット、地盤面又は舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修
<b>5 電気設備</b>		
電気設備	増設・移設・改造（危険場所に防爆機器を設置するものを含む。）	取替、補修、撤去
避雷設備	取替	補修
静電気除去装置		取替、補修
注：電気設備において、給油取扱所に急速充電設備を新たに設置する場合には、「増設」に該当せず、「変更許可」を要する。また、急速充電設備の設置位置を変える場合には「移設」に該当せず、「変更許可」を要する。		
<b>6 消火設備及び警報設備</b>		
<b>&lt;消火設備&gt;</b>		
消火設備（全般）		補修
ポンプ又は消火薬剤タンク	取替	補修
消火薬剤		取替（薬剤の種類の変更を含む。）
第1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）	取替	補修
第1～3種消火設備（散水、水幕設備を含む。）の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口等	取替（泡ヘッドを除く。）	取替（泡ヘッドに限る。）、補修
第1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等		取替、補修
第4、5種消火設備	増設、移設	取替、補修
<b>&lt;警報設備&gt;</b>		
自動火災報知設備の受信機		取替、補修
自動火災報知設備の感知器		取替、補修
警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知	増設、移設、改造、取替	補修

器を除く。)		
<b>7 その他</b>		
標識、掲示板	増設、移設	取替、補修

## 具体的例示（施設別事項）

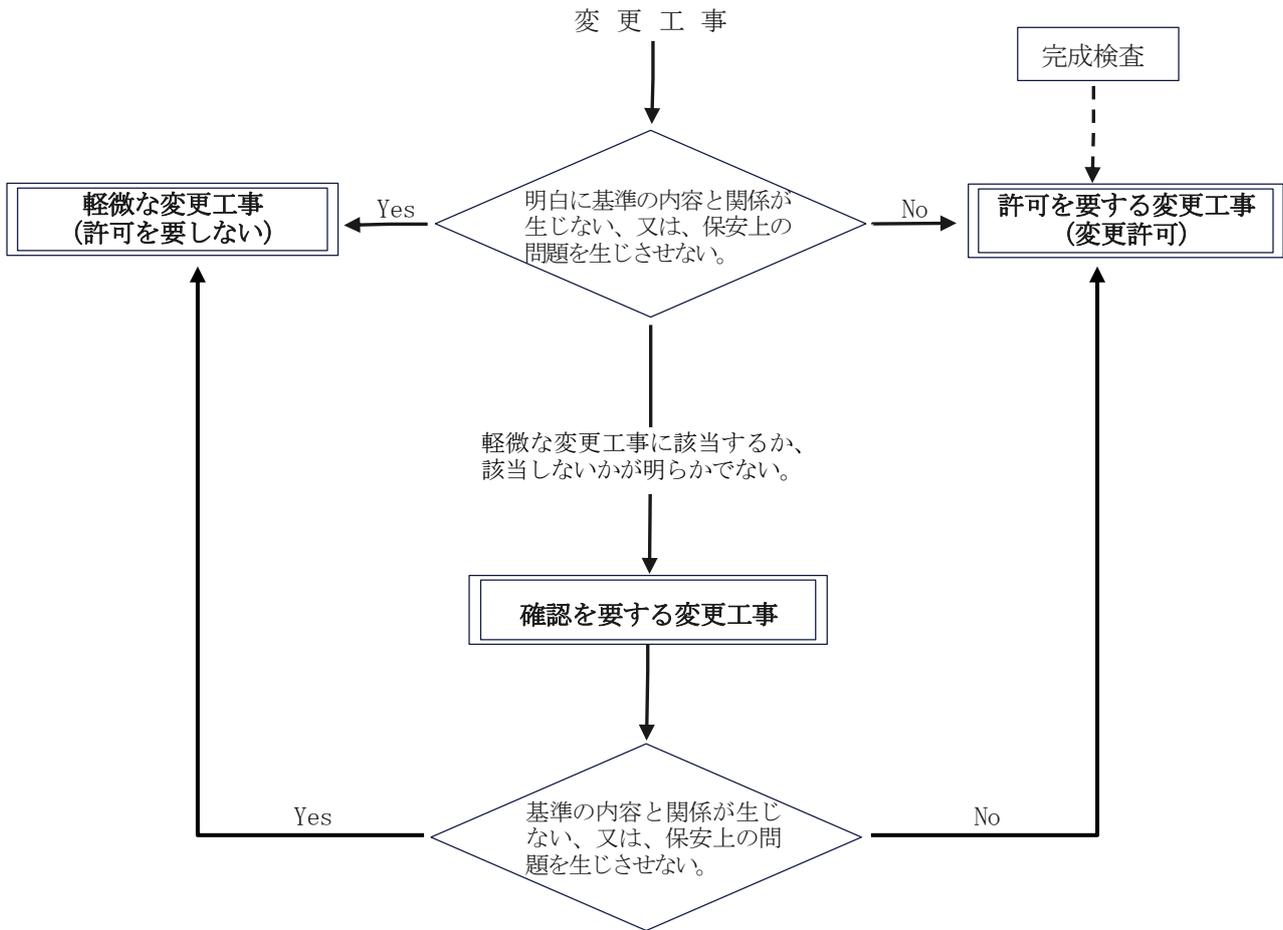
構造、設備等の名称	軽微な変更工事	
	資料等による確認を要する工事	資料等による確認を要しない工事
<b>【製造所及び一般取扱所】</b>		
ボイラー、炉等のバーナーノズル		取替、補修
塗装機噴霧ノズル、ホース等		取替、補修
運搬容器の充てん設備	撤去、取替	補修
固定注油設備		取替（基準適合品に限る。）、補修
NAS電池のモジュール	取替（半数未満に限る。)	
<b>【屋内貯蔵所】</b>		
ラック式以外の棚	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
ラック式棚	取替	補修
冷房装置等	取替	補修
<b>【屋外タンク貯蔵所】</b>		
ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修
ボンツーン	補修	
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替、補修
浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修
ルーフトレン（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修
保温（冷）材	取替	補修
流出危険物自動検知警報装置	取替	補修
コーティング	増設、移設、改造、取替、撤去	補修
<b>【屋内タンク貯蔵所】</b>		
出入口の敷居		取替、補修
<b>【簡易タンク貯蔵所】</b>		
固定金具		取替、補修
<b>【移動タンク貯蔵所】</b>		
底弁	補修	
底弁の手動又は自動閉鎖装置	取替	補修
マンホール又は注入口のふた		取替、補修
マンホール部の防熱又は防塵カバー		取替、補修
品名数量表示板	移設	増設、改造、取替、補修
Uボルト		取替、補修
可燃性蒸気回収設備（ホースを含む。)		取替、補修
注入ホース		取替、補修
箱枠	取替、補修	
国際輸送用積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設	

コンタミ防止装置	増設・移設・改造（エア ー等による底弁、吐出弁 の作動方式を除く。危険 場所に防爆機器を設置す るものを含む。）	撤去、取替、補修
<b>【屋外貯蔵所】</b>		
周囲の柵等		取替、補修
ラック式柵	取替	補修
固体分離槽	取替	補修
シート固着装置		取替、補修
<b>【屋外貯蔵所】</b>		
<b>&lt;工作物&gt;</b>		
防火塀		補修
犬走り、アイランド等		補修
犬走り等のスロープ	増設、移設、改造	補修
サインポール、看板等	増設・移設・改造 （非危険場所に設置する 電気設備、又は危険場所 に設置する防爆の電気設 備に限る。）	撤去、取替、補修
セルフ給油取扱所である旨の表示		取替、補修
日除け等（キャノピーを除く。）	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
車両衝突防止措置	移設、改造、撤去	取替、補修
<b>&lt;給油機器等&gt;</b>		
給油量表示装置	増設・移設・改造 （非危険場所に設置する 電気設備、又は危険場所 に設置する防爆の電気設 備に限る。）	取替、補修
カードリーダー等省力機器	増設・移設・改造 （非危険場所に設置する 電気設備、又は危険場所 に設置する防爆の電気設 備に限る。）	撤去、取替、補修
クイックサービスユニット	増設、移設、改造	撤去、取替、補修
通気管の可燃性蒸気回収装置	増設	撤去、取替、補修
タンクローリー用アースターミナル	増設、移設、改造	取替、補修
固定給油設備、固定注油設備（認定品に限る。）	撤去	取替、補修
注1：固定給油設備等において、次の場合は「取替」に該当せず、「変更許可」を要する。		
①認定品（基準適合品）以外のものに取り替える場合		
②長さ3mの給油ホースの固定給油設備等を長さ5mの給油ホースの固定給油設備等に取り替える場合		
③地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合		
④ポンプ設備を油中ポンプに設備に取り替える場合		
⑤吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合（例：ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ）		
⑥シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合		
注2：可燃性蒸気流入防止構造において、次の場合は「取替、補修」に該当せず「変更許可」を要する。		
①可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合		
②可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合		

③可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合		
＜その他設備機器等＞		
オイルキャビネット		撤去、取替、補修
洗車機、蒸気洗浄機、部品洗浄台、混合燃料調合機、スピードメーターテスター、サイドスリップテスター、オイルサービスユニット、ブレーキテスター、オートリフト、ウォールタンク、ガソリンペーパー液化回収装置（認定品に限る。）、尿素水溶液供給機	撤去、取替	補修
自動車の点検等に使用する機器等（スプレー洗浄機、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアークンプレッサー、エアースタンド、オイルチェンジャー、オートアナライザー、バッテリーチャージャー、エアークリーナー、バッテリーテスター、ルブリケーター、スパークプラグテスター等）		増設・移設・改造（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）、取替、撤去、補修
＜CNG等の設置＞		
受入設備本体	取替	
○圧縮機		
本体	取替、撤去	補修
異常高圧防止用自動停止装置	取替、撤去	補修
逆止弁	撤去	取替、補修
○充てん用ポンプ機器		
本体	取替	
○貯蔵設備		
本体	撤去	補修
障壁	取替、撤去	補修
○ディスペンサー		
本体	取替、撤去	補修
充てんホース	撤去	取替、補修
○ガス配管		
地上配管	撤去	取替、補修
地上埋設配管	取替、撤去、補修	
ガス検知警報設備、緊急供給停止装置、起動装置	取替、撤去	補修
○防火設備		
ポンプ機器、地上配管	撤去	取替、補修
地下埋設配管	取替、撤去、補修	
起動装置	取替、撤去	補修
○その他		
圧縮天然ガス等充てん設備の付随設備	増設、移設、改造、撤去	取替、補修
＜単独荷卸しに係る安全対策設備＞		
コンタミ防止装置	増設（性能評価を受けたものに限る。）、取替	
過剰注入防止装置	同上	
タンク貯蔵量表示装置	増設、取替	

照明設備	増設（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）	取替（非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る。）
消火器	増設	取替
乾燥砂	増設	取替
緊急用電話	増設	取替
DCDボックス	増設	取替
<b>【販売取扱所】</b>		
延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁	取替	補修
棚		取替、補修、撤去

〔製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー〕



注：タンク本体に係る補修工事

- 1 屋外貯蔵タンクに係る軽微な変更工事の範囲の補修について、資料等による確認を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なもの等であって、次に示す工事を対象とする。なお、溶接工事の量は、内部開放点検1回当たりに行われる工事の量を示すものである。（H9.3.26消防危第36号通知）
  - (1) 附属設備に係る溶接工事（タンク附属物取付用当て板を含む。）
    - ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付け工事
    - イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事
    - ウ 屋根板及び側板の気相部分におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事
  - (2) 屋根に係る溶接工事
    - ア 屋根板（圧力タンク及び浮き蓋、浮き屋根式タンクを除く。イにおいて同じ。）の重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09 m<sup>2</sup>以下であって、合計3箇所以下のもの
    - イ 屋根板の肉盛り補修工事
  - (3) 側板に係る溶接工事
    - ア 側板の気相部分における重ね補修工事のうち1箇所当たり0.09m<sup>2</sup>以下のもの
    - イ 側板の気相部分における肉盛り補修工事
    - ウ 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有しているものであって、1箇所当たりの補修量が0.003m<sup>2</sup>以下、かつ、板（母材）1枚当たり3箇所以下のもの
- 2 製造所等のタンクに係る溶接工事
  - (1)から(3)については、屋外にある20号タンク及び屋内にある20号タンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても準用する。（\*）
- 3 地下貯蔵タンクの内面コーティング
 

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しないものに対し、内面の腐食を防止するためのコーティングを講じる場合は、マンホールの取り付け等の工事が必要な場合を除き、届出を要する軽微な変更工事とする。（H22.7.8消防危第144号通知）
- 4 津波・水害対策工法を施工する場合の手続きについて
 

500kl未満の小規模屋外貯蔵タンクにおいて、自主保安として津波・水害対策を講じる場合は、「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」によることとし、アンカーボルトにより基礎に固定されているタンクで、対策工法の施工に伴い当該アンカーボルトを撤去する場合を除き、届出を要する軽微な変更工事として取り扱うものとする。（R4.3.30消防危第63号通知）

## 第5 仮使用承認の申請

法	(仮使用の承認)	第11条第5項ただし書き
規則	(仮使用の承認の申請)	第5条の2
規則	(変更の許可及び仮使用の承認の同時申請)	第5条の3
規則	(申請書等の提出部数)	第9条第1項
垣危規則	(製造所等の仮使用の承認等)	第4条

『審査指針1』

- 1 仮使用の承認対象

(1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少ない部分とする。(S46.7.27消防予第105号通知)

(2) 製造所等の仮使用承認申請の対象となる場合は、おおむね次に該当する場合をいう。(\*)

ア 製造所及び取扱所にあつては、危険物を製造し、又は取り扱っている場合若しくはタンク(20号タンク及び専用タンク)及び機器内に危険物が貯蔵されている場合。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。

イ 貯蔵所にあつては、危険物を貯蔵している場合。

なお、屋外タンク貯蔵所において、主タンク附属設備(配管、ポンプ設備等)又は防油堤を変更するときは、主タンク又は最大タンクが開放中であっても、他のタンク(従タンク等)に危険物を貯蔵しているときは仮使用承認を必要とする。

ウ 消火設備を共有する製造所等において、当該共有する部分を変更する場合で消火薬剤等最大必要施設の製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いが無くても、他の共有する製造所等に危険物の貯蔵又は取扱いを行っている場合。

## 2 承認条件(\*)

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。

### (1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

### (2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

### (3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事をを行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

### (4) 火気管理

火気(裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。)を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置

が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、散水を行うとともに消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分行われること。

(6) 仮施設、設備等の安全措置

ア 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 機能阻害対策

工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

(8) その他保安措置

ア 風水害等における対応策が講じられていること。

イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。

ウ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

3 手続き（＊）

(1) 仮使用申請書に添付する「火災予防上の措置について記載した書類」は次によること。

ア 規則第5条の2に規定する仮使用承認申請書

イ 付近見取図

ウ 配置図（変更工事部分を赤色、仮使用承認部分を黄色で色別する。工事のための消火設備の位置を記入する。）

エ 火気及び火花の発生するおそれのある使用機器の位置図

オ 工事形態に応じた仮設防火塀等の防火上の措置（養生）の位置及び構造図

カ 工事により、政令で定める基準による設備（防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、通気管、消火設備、警報設備等）を撤去し、又は機能を阻害する場合に設ける仮設備図

キ その他必要な事項を記載した図書

(2) 仮使用の承認を受けた製造所等で完成検査を受ける前に追加申請をした場合にあつては、原則として仮使用の承認申請は要しないものとする。ただし、仮使用部分の範囲及び2の承認条件が変更となる場合は、仮使用承認申請を要するものとする。

(3) 仮使用の承認申請は、原則として当該仮使用の承認申請に係る製造所等の変更許可申請と同時にを行うものとする。

4 仮使用の期間（＊）

仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更の工事に着工したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。

5 変更許可及び仮使用承認の同時申請

仮使用の承認と変更の許可を併せて申請しようとする者は、規則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書」により行うことができる。

この場合において、添付書類は、3の手続きを準用するものとするが、当該変更許可に係る添付書類と重複

する付近見取図等については省略することができる。

## 第6 消防用設備等の着工の届出

法	(工事着手の届出)	第17条の14
法	(消防設備士)	第17条の5
施行令	(消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備)	第36条の2
施行規則	(工事整備対象設備等着工届)	第33条の18

## 『審査指針1』

1 危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事場所を消防長に届出なければならない。また、設置又は変更許可申請と同時に提出しても差し支えない。

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(H9.12.5消防予第192号通知)の第1別紙2(軽微な工事の範囲)に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。(\*)

2 工事整備対象設備等着工届に添付する「当該工事に係る設計に関する図書」とは、次のとおりとする。

(H5.10.26消防予第285号・消防危第81号通知、H10.8.4消防予第125号・消防危第72号通知、H11.9.24消防危第86号通知、H16.9.14消防予第167号・消防危第102号通知、R5.3.30消防予第196号・消防危第68号通知)

- (1) 施行規則第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書
- (2) 防火対象物又は製造所等の概要表
- (3) 各消防用設備概要表

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図書が提出されている場合は、当該添付図書を着工届書に添付しないこととして差し支えない。

## 第7 中間検査

### 1 定義

中間検査とは、完成検査時に検査することができない項目又は工事の工程から完成検査前に確認する必要があると認められる項目について、設置又は変更許可申請書の内容に従って施工されていることを確認する検査をいう。

### 2 中間検査の項目及び内容

#### (1) 配管検査

危険物配管の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

##### ア 配管耐圧検査

最大常用圧力の1.5倍以上の圧力により行う水圧試験等において、配管の漏えい、変形等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号（同第11条第1項第12号、第11条第2項、第12条第1項第11号、第13条第1項第10号、第17条第1項第8号及び第19条において準用する場合を含む。以下配管検査にて同じ。）及び規則第28条の28）

##### イ 配管塗覆装検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の外表面塗覆装について、その材質及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号及び規則第28条の9第1項）

##### ウ 配管電気防食検査

地下、海底及び河川底に埋設する配管の電気防食設備について、その電極、配線ターミナル及びリード線の接続状況並びに電位測定の結果を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号及び規則第28条の10）

##### エ 配管据え付け検査

地下に埋設する配管（容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。）における、管路の位置、管路床の構造、配管据え付け状況、配管の埋設深さ及び配管防護構造物の構造等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号、規則第28条の12（同第28条の15及び第28条の21第4項において準用する場合を含む。）、第28条の13（同第28条の19第4項において準用する場合を含む。）、第28条の14（同第28条の20において準用する場合を含む。）、第28条の19第2項、第28条の21第3項及び第28条の32第1項第5号）

##### オ 配管埋め戻し検査

地下に埋設する配管（容易に確認することのできる海底又は河川底に埋設する配管を含む。）について、据え付け後の埋め戻しについて、埋め戻し材料、施工状況、防護工及び注意標示の位置、構造等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第21号、規則第28条の13第3号から第5号まで及び第8号（同第28条の19第4項において準用する場合を含む。）及び第28条の44第2項）

#### (2) 配筋検査

製造所等の設備、タンクの基礎及び地盤等のうち、鉄筋コンクリート基礎構造部の配筋の施工状況について、次の区分により行う確認行為をいう。

##### ア タンク基礎配筋検査

屋外及び屋内に設置する危険物タンク（建築物又は架構内に設置された独立基礎以外の20号タンクを除く。）の鉄筋コンクリート基礎（鉄筋コンクリートリング基礎を含む。）の配筋構造及びくい支持方式の基礎のくい頭処理の構造並びに地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート基礎の配筋構造及び支柱の構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）、第11条第1項第5号（同第11条第2項から第4項及び同第12条第1項から第3項において準用する場合を含む。）

及び第13条第2項第2号（同第13条第3項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

#### イ 防油堤配筋検査

屋外に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート構造の防油堤について、その配筋構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号及び第11条第1項第15号（同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。））

#### ウ タンクピット配筋検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、二硫化炭素を貯蔵し又は取り扱うタンクの鉄筋コンクリートピット及び地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリートタンク専用室（蓋を除く。）について、その配筋構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号、第11条第1項第17号（同第11条第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第14号、規則第23条の4（同第13条第2項から第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

#### エ スラブ配筋検査（地下タンク上部配筋及び地下タンク通気管上部配筋を含む。）

地下に設置する危険物タンクの鉄筋コンクリート上部スラブ（タンク専用室及び漏れ防止構造の蓋を含む。）及び地下に設置する危険物タンクの危険物配管及び通気管のうち、地下に埋設されるものの鉄筋コンクリート保護構造を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号及び第21号、第13条第1項第14号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。）及び規則第20条第3項）

### (3) タンク底板防食検査

屋外に設置する危険物タンクのうち、底板を地盤面に接して設置するものについて、底板の防食措置（アスファルトサンド等の仕上げをいう。）の構造及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項第7号の2（同第11条第2項から第4項において準用する場合を含む。））

### (4) 地下タンク据え付け検査

地下に設置する危険物タンクについて、基礎への据え付け構造及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

### (5) 地下タンク防食被覆検査

地下に設置する危険物タンクについて、その防食塗覆装の材質及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第7号（同第13条第2項から第4項において準用する場合及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

### (6) 地下タンク埋め戻し検査

地下に設置する危険物タンクについて、その埋め戻しの材料及び施工状況を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項第1号、第2項第2号（同第13条第3項、第4項及び同第17条第1項第8号において準用する場合を含む。））

### (7) 少量液体危険物タンク検査

指定数量未満の20号タンク（液体の危険物に限る。）の構造、強度及び施工状況等について、次の区分により行う確認行為をいう。

#### ア 水張・水圧検査

圧力タンクを除くタンクは水張試験において、圧力タンクは最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形等を確認する行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。））

## イ タンク板の厚み測定検査

厚さ3.2mm以上の鋼板で、又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で造られているか、板1枚につき1点以上の確認をする行為をいう。（政令第9条第1項第20号（同第19条において準用する場合を含む。））

## 第8 完成検査前検査の申請

法	(危険物の位置等の変更に係る検査)	第11条の2第1項
政 令	(完成検査前検査)	第8条の2
規 則	(完成検査前検査から除外される試験)	第6条の2の5
規 則	(漏れ試験)	第20条の9
規 則	(アルキルアルミニウム等の移動貯蔵タンクに係る基準)	第6条の2の8
規 則	(アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例)	第24条の8
規 則	(タンクコンテナの表示)	第6条の2の9
規 則	(完成検査前検査に係る試験)	第6条の3
規 則	(基礎及び地盤に関する試験)	第20条の3
規 則	(地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例)	第22条の3の2
規 則	(海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例)	第22条の3の3
規 則	(アルキルアルミニウム等の移動貯蔵タンクの水圧検査に係る試験)	第6条の2の10
規 則	(完成検査前検査の申請書等の様式)	第6条の4
規 則	(完成検査前検査の申請時期)	第6条の5
規 則	(申請書等の提出部数)	第9条

## 『審査指針1』

- 1 水張検査は、原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。（\*）  
ただし、水張検査のうち、油圧用タンク等で既に危険物が封入されている場合は、当該危険物をもって検査を行うことができる。（\*）
- 2 水圧検査は、タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。（\*）
- 3 溶接部検査とは、タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験等により行う検査をいう。（\*）
- 4 完成検査前検査は、タンク1基（分割タンクを含む。）ごととする。ただし、分割タンク（移動貯蔵タンクを除く。）の水張（水圧）検査は、全タンク満水時及び分割された室毎の満水時に実施し、仕切板部等からの漏れ及び変形の有無を目視等により確認することとする。（\*）
- 5 タンクの最大常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力より高い圧力の水圧検査が必要となる場合は、新たに完成検査前検査が必要となる。（\*）
- 6 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて（H10.3.16消防危第29号通知）（\*）  
（1）容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合  
当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の手続により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の手続を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。

- (2) 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の手続により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る手続を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあつては、次の手続により当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

- ア 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の手続により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

- イ 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果をもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

- 7 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。（S56.2.3消防危第10号質疑）

ただし、給油取扱所からローリー充填の一般取扱所、又は製造所から一般取扱所、一般取扱所から製造所のように施設区分の変更による廃止・設置に限り、既存のタンクが継続して使用される場合は、タンクの維持管理状況等を勘案して、地下に設置されるタンクに関しては、不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより水圧試験の代替する試験と認め、又、地上に設置されるタンクに関しては、従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査を実施しないことができる。

（S59.3.30消防危第27号質疑、H9.6.2消防危第70号質疑）

- 8 既存の危険物タンクで、他の製造所等から移設することにより、新設となるタンクで、水張検査又は水圧検査が極めて困難な場合は、その維持管理状況等を勘案して、不燃性ガスの封入による気密試験等を代替試験と認め、完成検査前検査を実施することができる。（\*）

- 9 製造所に設置されている20号タンク（完成検査前検査済）を別の製造所に直接移設する場合において当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないこととすることができる。

（H10.10.13消防危第90号質疑）

- 10 設置予定の製造所等に埋設する地下貯蔵タンクの完成検査前検査（水圧検査）申請が、当該製造所等の所有者から当該製造所等の設置許可申請の前になされた場合、当該完成検査前検査申請を受付け、完成検査前検査を実施することができる。（H10.10.13消防危第90号質疑）

- 11 海外で製作された液体危険物タンクを、製造所又は一般取扱所において20号タンクとして使用するために、ユニットに組み込まれた状態で輸入される場合における水張試験又は水圧試験については、次によること。

（H13.3.23消防危第35号通知）

- (1) 対象となる液体危険物タンクは次のア及びイに適合するものであること。

ア 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。

イ 海外の公正かつ中立な検査機関による政令9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方



(検査時に必要なもの)

新設タンク

ア 標準貫入試験

(ア) 試験位置図

イ 圧密度試験

(ア) 盛土形状測定結果

(イ) 現場における土の単位体積重量試験(砂置換法)報告用紙

(ウ) 圧密度90%を確認できる下記のいずれかの試験結果

- ・沈下量測定結果
- ・双曲線法による圧密度の測定結果

ウ 平板載荷試験

(ア) 試験位置図

(イ) 力計の検定書(校正係数が確認できるもの)

(ウ) 道路の平板載荷試験用紙(JIS A 1215)

エ 杭打ち試験

(ア) 試験位置図

(イ) 杭打設記録(杭打ち機械の諸元、杭根入長、支持力等の記録)

(ウ) 杭の打設後の変心量の測定記録

オ 一軸圧縮試験(深層混合処理工法による地盤改良)

(ア) コア採取位置図

(イ) 採取コア

(ウ) 一軸圧縮試験用紙(JIS A 1216)

### (3) 溶接部検査(※)

(申請時に必要なもの)

ア 規則第6条の4第1項に規定する完成検査前検査申請書

イ 設置又は変更の許可書の写し

ウ 工事工程表

エ 構内配置図

オ タンク本体の設計図書(平面図、断面図及び詳細図に寸法、板厚、材質を記載したもの)

カ 本体に係る変更図書

(設置又は変更許可申請をKHKに審査委託する場合は、ウからカまでは不要。)

(検査時に必要なもの)

ア 開放検査記録

- ・目視検査記録(底部)
- ・磁粉探傷試験記録(底部)
- ・浸透探傷試験記録(底部)
- ・板厚測定記録(底部)
- ・側板とアニュラ板の脚長測定記録
- ・側板とアニュラ板の角度測定記録
- ・底部の不等沈下測定記録
- ・底部の凹凸状態の測定記録
- ・非破壊検査員名簿(技量認定書の写し)

- ・コーティング上からの板厚測定に関する機器の型式試験確認証明書の写し
- イ 補修に関する品質管理記録
  - 変更工事の内容により必要とする次の記録
    - ・天候記録
    - ・加工（切断、板厚）検査記録
    - ・開先、組立検査記録
    - ・溶接材料在庫記録
    - ・溶接材料乾燥記録
    - ・ミルシート
    - ・溶接施工管理記録又は溶接部溶接補修記録
    - ・磁粉探傷試験記録（底部及び側部）
    - ・浸透探傷試験記録（底部及び側部）
    - ・放射線透過試験記録（側部）
    - ・溶接補修後の側板とアニュラ板の角度測定記録
    - ・溶接補修後の底部の凹凸状態の測定記録
    - ・補修後の底部の不等沈下測定記録
    - ・非破壊検査員名簿（技量認定書の写し）
    - ・溶接士の名簿（免許証又は技量証明書の写し）
- ウ 定期保安検査及び定期開放点検記録（提示）
- エ 過去におけるタンク本体及び基礎・地盤に関する補修記録（提示）
- オ その他必要な資料

## 第9 完成検査の申請

法	(完成検査)	第11条第5項
政 令	(完成検査の手続き)	第8条
規 則	(完成検査の申請書の様式)	第6条
規 則	(申請書等の提出部数)	第9条

### 『審査指針1』

- 1 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものであり、完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とすべきものと解する。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。（S43.10.14消防予第224号質疑）
- 2 完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、設置の完成検査とする。（S39.3.2自消丙予発第15号通知）
- 3 製造所等の完成検査を受けようとする者は、当該検査の受験の少なくとも前日までに、規則第6条第1項に規定する申請書により申請すること。
- 4 完成検査時に提出する書類（\*）
  - 製造所等の完成検査当日には、検査結果等、必要な書類のうち該当するものを提出すること。
  - (1) 政令第8条の2第4項第1号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、高保法又は労安法によ

る検査又は検定に合格したものについて交付される検査合格証、容器明細書又は容器検査証等の写し

- (2) 政令第8条の2第4項第2号の規定により、溶接部検査を要しないものとされた場合は、保安検査に係る保安検査済証の写し（完成検査と保安検査終了日が同一日であるときは適用しない。）
- (3) 政令第8条の2第4項第3号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合している旨の規則（規則第6条の2の9）で定める表示（国際海上危険物規程（IMDGコード）に従い必要な事項が記載されたもの）の写し
- (4) 許可に係る市町村長等以外の他の行政機関で交付されたタンク検査済証（正）の写し（政令第8条の2の2の規定により、許可行政庁以外の行政機関で完成検査前検査を受けた場合）
- (5) 避雷設備等で接地極の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、避雷設備の接地極施工書・接地抵抗値測定結果書（結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。）
- (6) 電気防食の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、電気防食の防食電位測定結果書（結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。）
- (7) 移送取扱所における配管設置又は変更工事にあつては、移送配管非破壊試験結果書
- (8) 消防用設備等の設置又は変更工事を行う製造所等にあつては、当該設備の試験結果報告書（消火設備のうち第4種及び第5種を除く。）

#### 5 完成検査時における工事用架台等の取扱い（H9.3.26消防危第35号通知）

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとする。

##### (1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去すること。

##### (2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を示すこと。

#### 6 完成検査指針（H1.8.31消防危第81号通知）

この指針は、製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。

##### (1) 保安距離

ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。

イ 塀等の代替措置による場合その幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。

##### (2) 保有空地

ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。

イ 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。

##### (3) 標識、揭示板

大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。

##### (4) 建築物等

ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築

物構造図、構造設備明細書により確認する。

オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じたためますの設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。

カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

ク 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

#### (5) 危険物設備機器

ア 機器リストとフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。

イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備機器構造図、構造設備明細書により確認する。

ウ 圧力の変化の生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の吹き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取付け位置をフロー図、機器リスト、配置図、及び設備機器構造図により確認する。

エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。

オ 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造等及び防油堤の構造、強度、容量並びに防油堤配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油堤構造図等及び構造設備明細書等により確認する。

カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

#### (6) 電気設備等

ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

#### (7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

#### (8) 危険物配管

ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

#### (9) 消火設備

ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。

イ 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。

ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。

エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。

検査の方法についてはおおむね次のとおりとする。(H9.3.26消防危第35号通知)

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(例) 消火薬剤の新設及び泡調合装置の新設、取替等

(イ) 中規模な変更工事

中規模な変更工事((ア)及び(ウ)以外)においては、原則として(ウ)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

(ウ) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

(H9.3.26消防危第35号通知)

カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い (H9.3.26消防危第35号通知)

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験(低発泡のものによる)の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。

(10) 警報設備

ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。

イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。

(H9.3.26消防危第35号通知)

(11) 緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあつては、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。

(12) その他

完成検査提出書類(完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他)について、その適正を確認する。

## 第10 手数料

## 大垣消防組合消防事務手数料条例

## 『審査指針1』

- 1 製造所等の設置又は変更の許可申請後において、当該申請に係る許可前に申請内容を変更する場合の手数料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が増加する場合は、増加後の数量に対応する手数料との差額を新たに徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量の変更により、手数料の額が減少する場合は、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しない。
- 2 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、当該施設に対する完成検査前に当該許可に係る変更の許可申請を行う場合の手数料は、次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合は、当該数量に対する手数料の額の2分の1の額を徴収する。
- 3 設置又は変更の許可を受けた製造所等で、1及び2の完成検査の手数料は次のとおり取り扱う。(S39.3.2自消丙予発第15号通知)
  - (1) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がない場合
    - ア 設置の場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。
    - イ 変更の場合は、手数料の額の4分の1の額を徴収する。
  - (2) 危険物の貯蔵又は取扱数量に変更がある場合
    - ア 設置の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する手数料の額の2分の1の額を徴収する。
    - イ 変更の場合は、最終の危険物の貯蔵又は取扱数量に対する手数料の額の4分の1の額を徴収する。
- 4 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準に不適合又は許可内容と異なるため不合格となり、その後に変更許可申請がなされ、当該許可後に再び完成検査がなされた場合は、変更許可後の製造所等における危険物の最大数量を基準として手数料の額の2分の1額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 5 設置の許可を受けた製造所等の完成検査申請により完成検査を行った結果、不合格となり、変更許可申請がなされず、再び完成検査の申請がなされた場合は、手数料の額の2分の1の額を徴収する。(S48.8.2消防予第122号質疑)
- 6 製造所等の設置許可後工事が完了する見込みで完成検査申請がなされたが、当該完成検査を実施する前に変更許可申請がなされたときは、完成検査申請の訂正として取扱い、訂正に際して完成検査申請手数料を重ねて徴収しないものとする。ただし、危険物施設の変更により、危険物の貯蔵又は取扱最大数量に変更を生じ、当該危険物施設の完成検査手数料の変動を及ぼすものにあつては、次により取り扱うこと。(S48.8.2消防予第122号質疑)
  - (1) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が増加することとなる場合は、当該手数料との差額を新たに徴収する。
  - (2) 危険物施設の変更により、完成検査手数料が減少することとなる場合は、当該手数料との差額は返還しない。
- 7 20号タンクの水張・水圧検査の手数料は、タンク1基ごとに徴収する。(S35.6.28国消乙予発第40号質疑)
- 8 分割タンクの水張又は水圧検査は、各室の容量を合計した容量を基準に手数料を徴収する。(※)
- 9 国の機関(例えば自衛隊)に係る製造所等の設置許可申請又は完成検査申請に際し手数料を徴収することは

差し支えない。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

## 第11 定期点検

法	(製造所等の定期点検等)	第14条の3の2
政 令	(定期に点検しなければならない製造所等の指定)	第8条の5
規 則	(定期点検をしなければならない製造所等から除かれるもの)	第9条の2
規 則	(定期点検を行わなければならない時期等)	第62条の4
規 則	(点検者)	第62条の6
規 則	(点検記録)	第62条の7
規 則	(点検記録の保存)	第62条の8

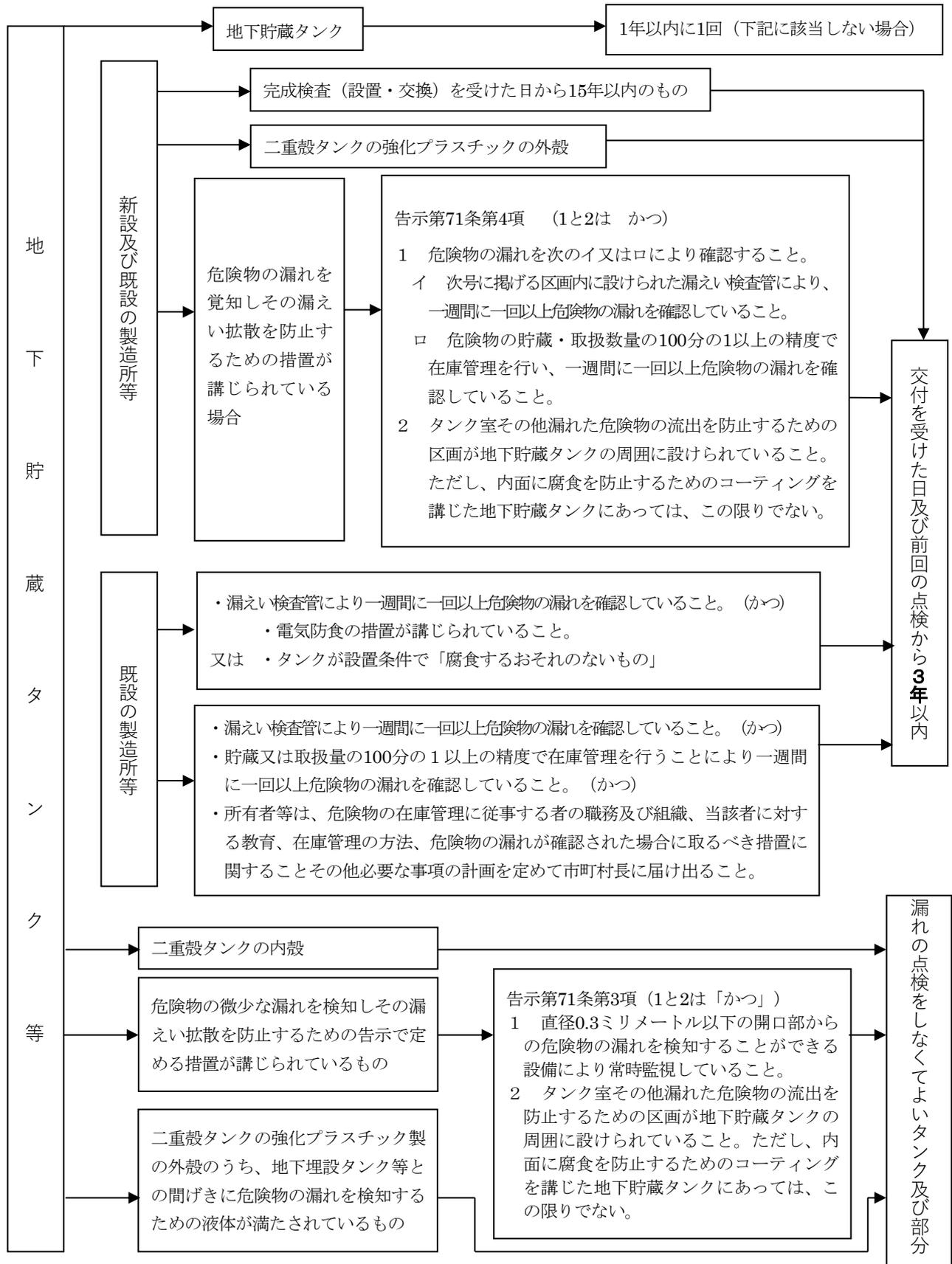
### 『審査指針1』

- 1 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。
  - (1) 製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について (H3.5.29消防危第48号通知、H11.6.15消防危第57号通知、H13.3.27消防危第37号通知、H20.9.30消防危第350号通知、H21.2.27消防危第34号通知、H31.4.15消防危第73号通知、R3.3.26消防危第43号通知) (H22.12.28消防危第297号質疑、H25.2.22消防危第25号質疑)
  - (2) 地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について (H16.3.18消防危第33号通知、H19.3.28消防危第66号通知、H22.7.8消防危第144号通知、R1.8.27消防危第120号)
  - (3) (2)のうち地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、**別添**のとおりである。
- 2 定期点検の必要な製造所等については、**別記3「製造所等の予防規程、定期点検等の要否早見表」**を参考とすること。

漏れの点検周期

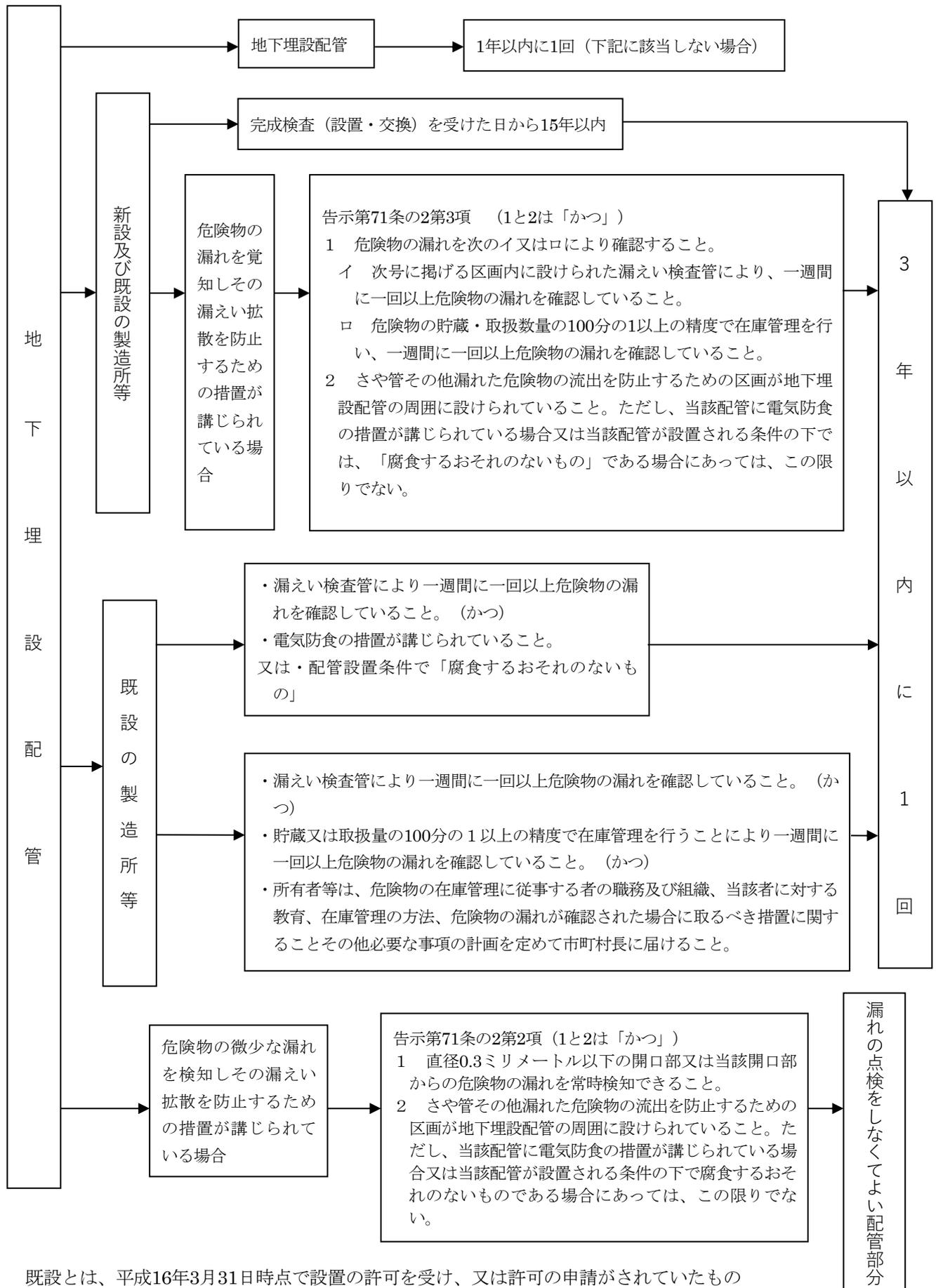
別添

地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

## 第12 休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンクの外殻及び地下埋設配管の漏れの点検期間延長の申請

規則	(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間延長の承認)	第62条の5の2第2項、3項
規則	(休止中の地下埋設配管の漏れの点検の期間延長の承認)	第62条の5の3第2項、3項

### 『審査指針1』

#### 1 漏れの点検期間延長申請に添付する図書（＊）

- (1) 規則第62条の5の2第3項に規定する申請書（地下貯蔵タンク又は二重殻タンク）  
規則第62条の5の3第3項に規定する申請書（地下埋設配管）
- (2) 敷地内配置図
- (3) 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないことが確認できる書類
- (4) その他必要な書類

#### 2 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項（H22.7.8消防危第144号通知）

##### (1) 漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長の事由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合は次のとおりとすること。

- ア 危険物が清掃等により完全に除去されていること。
- イ 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

##### (2) 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

規則第62条の5の2第2項ただし書き及び第62条の5の3第2項ただし書きの規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次のア又はイに定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- ア 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、延長申請前の漏れの点検の実施期限
- イ 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日以前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

## 第13 譲渡又は引渡の届出

法	(製造所等の設置変更等)	第11条
規則	(製造所等の譲渡又は引渡の届出書)	第7条
規則	(申請書等の提出部数)	第9条

### 『審査指針1』

#### 1 譲渡又は引渡の意義

- (1) 譲渡とは、贈与、売買等の債権契約により所有権を移転することをいう。
- (2) 引渡とは、競売、賃貸借、相続、合併、その他法律関係の有無を問わず、物の事実上の支配が移転することをいう。

2 譲渡引渡を証明する書類は、譲渡若しくは引渡の登記の写し又は譲渡若しくは引渡を受けた者の発行した念書（当事者の連名によるもの）等とする。（＊）

3 次の事例は、法第11条第6項に規定する引渡に該当しない。なお、引渡としての設置者の地位の承継は、当該危険物施設を変更する権限の移動の有無がその主要な判断要素と考えられるものである。

（S58.11.17消防危第119号質疑）

（1）油槽所運営委託契約書に基づき契約を締結した場合

油槽所の運営管理を委託するもので施設の所有権は移転していない。

（2）給油所貸借契約書に基づき契約を締結した場合。

給油所の設備一切を賃借し石油製品等の販売及びこれに付帯する業務のために使用するもので、この設備に係る所有権は移転していない。

(譲渡を又は引渡を証明する書類)

## 念 書

氏 \_\_\_\_\_ 名 (以下甲という。) と氏 \_\_\_\_\_ 名 (以下乙という。) は、下記の施設  
区分の設置者の地位を甲から乙に変更したことを、双方の諒解事項として確認する。

## 記

- |              |                |           |
|--------------|----------------|-----------|
| 1 設置(常置)場所   | 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇番号 |           |
| 2 危険物施設名     |                |           |
| 3 設置許可年月日番号  | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日    | 垣消予第〇〇〇〇号 |
| 4 完成検査年月日番号  | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日    | 垣消予第〇〇〇〇号 |
| 5 タンク検査年月日番号 | 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日    | 垣消予第〇〇〇〇号 |

上記のとおり、この念書を作成し当事者双方下記に署名捺印する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

甲 氏 \_\_\_\_\_ 名

〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号

乙 氏 \_\_\_\_\_ 名

## 第14 品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出

法	(貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は、指定数量の倍数変更の届出)	第11条の4
規則	(品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書)	第7条の3
規則	(申請書等の提出部数)	第9条

## 『審査指針1』

- 1 新たに危険物の品名を追加するときには、第3『審査指針1』3(6)によること。(\*)
- 2 製造又は取り扱いの工程の増減により品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、これに係るフロー図を添付すること。(\*)
- 3 品名、数量又は指定数量の倍数変更により、保有空地が拡大されるときは、位置基準の変更とみなし、変更許可申請を行うこと。  
ただし、保有空地が縮小されるときは本届出とすることができる。(\*)
- 4 移動タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は、品名変更該当しない化学名又は商品名の変更(品目変更)についても、品名、数量又は指定数量の倍数変更届を提出すること。(\*)
- 5 給油取扱所等で地下貯蔵タンクを一部廃止し、品名、数量又は指定数量の倍数に変更がある時は、本届出を提出すること。(\*)
- 6 品名変更該当しないが、新たに特異な危険物(これまで一度も届出されていないものに限る。)を貯蔵又は取扱う場合には、その代表的なものの危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写しを品名、数量又は指定数量の倍数変更届に添えて届出ること。(\*)
- 7 品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の添付図書例
  - (例1) 移動タンク貯蔵所
    - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
    - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
    - (3) 危険物の比重証明書
    - (4) 側面枠取付図(接地角度計算を含む。)(従前より積載重量が増加する場合に限る。)
    - (5) その他必要な図書
  - (例2) 屋外タンク貯蔵所
    - (1) 規則第7条の3に規定する品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書
    - (2) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書等の写し(特異な危険物でその代表的なものに限る。)
    - (3) 構内配置図(保有空地、敷地内距離、構内道路等を明示したもの)
    - (4) タンク容量計算書(数量変更のみ)
    - (5) 防油堤容量を示す図書(数量変更のみ)
    - (6) 消火設備検討書
    - (7) その他必要な図書
- 8 強化プラスチック製二重殻タンクの品名変更について(平成22年7月8日消防危第144号通知)  
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)の施行(平成23年2月1日)後、既設の強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、自動車ガソリン、灯油、軽油又は重油(一種に限る)以外の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、設置者等から消防法第11条に基づく変更許可の申請又は法第11条の4に基づく危険物の品名変更の届出がなされた際に、当該タンクの内殻に使用される強化プラス

チックと同じ材質の強化プラスチックと判断できる試験片を用いた耐薬品性能試験（繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法JIS K 7070）の結果を添付すること。

## 第15 廃止の届出

法	(製造所等の廃止の届出)	第12条の6
規則	(製造所等の用途廃止の届出書)	第8条
垣危規則	(製造所等の用途廃止の届出)	第7条

### 『審査指針1』

- 1 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。（S37.9.17自消丙予発第91号質疑）
- 2 みだりに放置された製造所等については、関係者において消防法第3章に規定する占有者として適当な者を選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。  
（S51.2.21消防危第117号質疑）
- 3 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針（H3.7.11消防危第78号通知）
  - (1) 廃止タンクの危険性に関する周知徹底
 

用途を廃止した地下貯蔵タンク（以下「廃止タンク」という。）は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンクの内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満するケースが多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。
  - (2) 廃止時の留意事項
 

ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。

イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようタンク頂部まで水を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。

ウ 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、水又は砂をタンク内に完全に充填すること。
  - (3) 廃止タンク掘り起こし時の留意事項
 

ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。

イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。

ウ 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。
  - (4) 廃止タンク解体作業時の留意事項
 

ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。

イ 解体作業に従事する作業者に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確認について周知徹底すること。

ウ 消火器を準備しておくこと。

エ 解体作業者は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。

オ マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。

(ア) 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法

(イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法

(ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の安全性を有する方法

カ マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

(5) その他

ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合にあっても、(3)及び(4)によること。

イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

4 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。(H17.1.14消防危第14号通知)

## 第16 危険物保安統括管理者の選任・解任の届出

法	(危険物の保安に関する業務を統括管理する者)	第12条の7
法	(危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任)	第13条の24
政 令	(危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所等)	第30条の3
規 則	(危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所から除かれる製造所、移送取扱所又は一般取扱所)	第47条の4
規 則	(危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出書)	第47条の6

### 『審査指針1』

1 事業所を統括する者とは、当該事業所の所長、工場長等管理監督的な地位にある者をいう。

(S51.7.8消防危第22号通知)

2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出は規則第47条の6の規定によるもののほか、指定施設とその指定数量の倍数一覧表を添付すること。(\*)

## 第17 危険物保安監督者の選任・解任の届出

法	(危険物の保安を監督する者)	第13条
法	(危険物施設保安員)	第14条
政 令	(危険物保安監督者を定めなければならない製造所等)	第31条の2
規 則	(実務経験)	第48条の2
規 則	(危険物保安監督者の選任又は解任の届出書)	第48条の3
垣危規程	(危険物保安監督者の選任又は解任の届出の審査)	第10条

## 『審査指針1』

## 1 選任を必要とする製造所等（政令第31条の2）

危険物の種類	第4類のみの危険物				左欄以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下のもの		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下のもの	指定数量の倍数が30を超えるもの
危険物の引火点	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
製造所	○	○	○	○	○	○
屋内貯蔵所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○	○	○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所			○	○		○
給油取扱所	○	○	○	○		
第1種販売取扱所		○			○	
第2種販売取扱所		○		○	○	○
移送取扱所	○	○	○	○	○	○
一般取扱所	○	○	○	○		
容器詰替用消費用		○	○	○	○	○

○印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

- 2 選任の届出をするときは、危険物取扱者免状の写しを添付すること。（\*）
- 3 危険物保安監督者の被選任要件とされている6か月以上の実務経験は、法第11条第1項の規定に基づいて設置された製造所等における6か月以上の危険物の取り扱いの実務経験を有していればよく、危険物取扱者免状の交付を受けた後における実務経験のみに限られるものではない。（H1.7.4消防危第64号質疑）
- 4 選任又は解任の届出書は、危険物保安監督者一名につき1部とする。ただし、一名の危険物保安監督者を2以上の製造所等に選任又は解任する場合は、選任又は解任に係る危険物保安監督者及び製造所等を明らかにした図書を添付すること。（\*）
- 5 危険物保安監督者の選任数については、製造所等の保安の監督の責任を明確にするために、原則として、一施設につき一名とする。なお、複数の危険物保安監督者を選任するときは、上記4によるほか、保安に関する組織図に課等ごとに所属する危険物保安監督者名、製造所等の一覧表を添付すること。（\*）

- 6 危険物保安監督者の選任を必要とする製造所等を設置した場合は、当該製造所等の完成検査済証の交付を受ける際に危険物保安監督者の選任届を提出すること。（\*）
- 7 共同住宅等の燃料供給施設にあつては「供給施設」であり、政令第31条の2第6号イに掲げる「消費施設」には該当しないことから、危険物保安監督者を選任する義務がある。（H16.6.4消防危第62号質疑）

## 第18 予防規程の制定・変更の認可申請

法	(予防規程)	第14条の2
政 令	(予防規程を定めなければならない製造所等の指定)	第37条
規 則	(予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるもの)	第61条
規 則	(予防規程に定めなければならない事項)	第60条の2
規 則	(予防規程の認可の申請)	第62条
垣危規則	(予防規程の認可)	第9条

### 『審査指針1』

- 1 予防規程は、別記1「**予防規程（準則）**」、別記2「**予防規程（給油取扱所）**」又は別記35**予防規程（風水害対策の実施計画（例）**）を活用して作成すること。ただし、予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の社内規程が、当該準則等の要件を満たしている場合は、その形式にかかわらず認可することができる。（\*）
- 2 予防規程は、作成が義務づけられている二以上の製造所等を事業所ごとに一に集約し作成すること。（\*）
- 3 予防規程の認可について（S40.11.2自消丙予発第178号通知）
  - (1) 予防規程の性格
 

予防規程は、火災の予防に資するため、法第10条第3項に基づく政令第4章の規定に従い、製造所等の具体的な態様に応じて定められた危険物の貯蔵又は取扱いに係る具体的保安基準たるところにその本質があり、その内容が企業の発案に係るところから自主保安基準とも称されるものである。
  - (2) 作成単位
 

予防規程の作成が義務づけられている施設は、政令第37条に定める製造所等であるが、予防規程としては、該当する個々の製造所ごとに作成するよりむしろ災害発生の関連性及び企業の有機的、一体的運営を勘案し、事業単位に一の予防規程に集約し、該当するすべての危険物施設を網羅するように規定することが適当である。
  - (3) 内容の具体性の程度
 

予防規程の内容は、できるだけ具体的に記載することが望ましいが、法律上の要件として綿密かつ詳細なものまで要求するものでなく、具体性の程度は、関係当事者に委ねるものとする。ただし、危険物施設の態様に応じ、複雑で規模の大きいものほど、より具体的で、かつ、詳しい内容になるように作成するべきである。しかし、この場合においても個々の作業にわたる基準や防災計画等まで記載することは、予防規程を極めて繁雑なものとするおそれがあるので、このような場合は従業員等に対する火災予防上指針となる事項を概括的に記載するに留めるものとする。
  - (4) 記載事項
 

記載事項は、基本事項と細目的事項とに分かれるが、基本的事項は、予防規程作成の目的を達しうる最小限度の内容に留めるものとする。

細目的事項は、火災その他の災害を防止するため、企業側が任意に記載した保安上の遵守事項や基本的事

項に附随した事項がこれに該当するが、危険物施設以外の施設にわたる内容が記載されていても、これを排除するものではない。

基本的事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び取扱作業にかかる設備等の保守を行う者並びに危険物施設の防火管理業務を行う者の職務及び組織に関する事項
- イ 危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱いにかかる作業の方法及び設備等に関する事項
- ウ 危険物施設における火気の使用その他防火管理について一般的に遵守しなければならない事項
- エ 危険物施設において危険物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及び保守を行う者の保安教育に関する事項
- オ 危険物施設における設備等の検査に関する事項
- カ 危険物施設の設備等の整備及び補修に関する事項
- キ 危険物施設において火災等が発生した場合における消防活動その他応急措置に関する事項

#### (5) 認可基準

次の各号の一に該当するときは、認可を与えないものとする。

- ア 基本的事項が明確でないとき
- イ 予防規程に政令第4章の規定に違反するものがあるとき
- ウ その他火災の予防上不適当と認められる事項があるとき

#### (6) 他の保安法規の適用をうける危険物施設に対する取扱い

鉱山保安法第10条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等及び火薬類取締法第28条の規定による危害予防規程を定めている製造所等は、予防規程を定めなければならない製造所等から除外されているが、このことはこれら製造所等については予防規程の内容に相当する保安規程等があることを考慮したものである。したがって、政令第37条に規定する規模以上の危険物施設を有するこの種の事業所に対しては、法第16条の5の規定に基づき、当該事業所で定めた保安規程又は危害予防規程の提出を求めるものとする。

また、電気事業法に基づく保安規程の適用をうけている危険物施設については、当該保安規程の認可に影響を与えないよう考慮するものとする。

#### (7) 参考資料

政令第37条の規定により予防規程を定めなければならない製造所等の存する事業所の所有者、管理者又は占有者から、製造所等の区分、予防規程の適用の有無及び他の法律に基づく保安に関する規程の適用の有無を示した危険物施設の配置一覧表を予防規程の参考資料として提出するものとする。

### 4 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の予防規程について (H10.3.13消防危第25号通知)

顧客に対する監視その他保安のための措置に関することには、次のことが含まれること。

- (1) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下この項において「危険物取扱者等」という。）の体制
- (2) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練
- (3) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示
- (4) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定
- (5) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

### 5 ナトリウム・硫黄電池を設置する、又は蓄電池以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の予防規程について (H11.6.2消防危第53号通知、R5.9.19消防危第251号通知)

予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所においては、次の事項を明確にすること。

- (1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所
  - (2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制
- 6 **給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業に係る予防規程について** (H13.11.21消防危第127号通知)
- 給油取扱所における危険物の取り扱いの技術上の基準として、「給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入りさせないため必要な措置を講ずること。」と規定（政令第27条第6項第1号ワ）されているが、係員以外の者を出入りさせないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解し、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、次の事項について予防規程に定めておくものとする。
- (1) 危険物保安監督者と物販店舗等との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が規則第48条第2号に規定する責務を行いうる体制の整備に関すること。
  - (2) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入りさせない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制に関すること。
  - (3) 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は係員による適時適切な監視に関すること。
- 7 **製造所等に設ける休憩室等の設置に係る予防規程について** (H14.2.26消防危第30号通知)
- 製造所等における危険物の貯蔵及び取り扱いのすべてに共通する基準として、「製造所等には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。」と規定（政令第24条第1項第3号）され、また、「製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。」と規定（政令第24条第1項第2号）されていることから、製造所等の内部に休憩室又は事務所等（以下「休憩室等」という。）を設置する場合における留意事項として、次の事項について予防規程に定めておくものとする。
- (1) 休憩室等内への係員以外の者の出入り制限について、休憩室等を使用する者の数を必要最小限とする等の措置を講じるなど、管理者の十分な監督の実施に関すること。
  - (2) 休憩室等内に滞在する者の火災等の災害その他の非常の場合に取るべき消火、通報及び避難等の措置を実施する体制に関すること。
- 8 **単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程について** (H17.10.26消防危第245号通知)
- (1) 予防規程に規定する内容
    - 単独荷卸しが行われる給油取扱所等（給油取扱所、製造所・一般取扱所で地下タンクを有するもの、地下タンク貯蔵所）の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。
    - ア 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。
    - イ 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
    - ウ 単独荷卸しの実施に関すること。
    - エ 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。
    - オ 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。
    - カ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
  - (2) 給油取扱所等の予防規程に添付する書類
    - 給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。
    - ア 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
    - イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
    - ウ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施す

ることを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

- 9 給油タンク車を用いて給油する給油取扱所には、給油タンク車を用いて給油することを明記すること。  
(H18.4.25消防危第106号通知)
- 10 **電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所の予防規程について** (H24.3.16消防危第77号通知)  
給油取扱所における流出事故発生時には電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）の電源を速やかに遮断する必要があることから、次のことについて明記すること。  
(1) 急速充電設備の使用状況を常時適切に監視する体制の構築に関すること。  
(2) 急速充電設備にかかる従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等に関すること。
- 11 **危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程について**  
(H24.5.23消防危第140号通知)  
危険物から水素を製造するための改質装置（以下「改質装置」という。）について次の事項を予防規程に明記すること。  
(1) 改質装置の監視、制御を行う場所  
(2) 改質装置の監視、制御を行う体制  
(3) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む）及び対応体制  
(4) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練
- 12 **指定数量以上のガソリンの詰め替えを行う給油取扱所に係る予防規程について** (R1.8.7消防危第111号)  
給油取扱所において、指定数量以上のガソリンの容器への詰め替え販売を行うにあたっては、固定給油設備の給油ホースに接続される給油ノズルに設けられた満量停止装置等が確実に機能するとともに、当該詰め替え作業を危険物取扱者である従業員が原則として行うことによる安全対策を講じたうえで、予防規程に定めること。
- 13 **可搬式制御機器を用いて給油許可を行う給油取扱所に係る予防規程について** (R2.3.27消防危第87号)  
セルフスタンドにおいて可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合には、下記に関する事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。  
(1) 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」  
(H30.8.20消防危第154号)の1に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。  
(2) 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。  
(3) 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。  
(4) 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。  
※ 可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うことを明記すること。（\*）  
※ 近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から顧客の給油作業等の監視を行う場合は、通知  
(R6.9.24消防危第279号)に基づく要件を満たすこと。
- 14 **危険物施設の風水害対策について** (R2.3.27消防危第86号、R3.3.31消防危第49号)  
施設区分にかかわらず全ての危険物施設は、風水害対策の実施計画を策定し、予防規程への追記等を行うこと。なお、当該風水害対策の実施計画は、予防規程に定めることとされている「災害その他の非常の場合に取

るべき措置」に該当すること。

#### 15 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務実施に係る予防規程について（R3.3.30消防危第50号）

給油取扱所において、営業時間外における販売等の業務に当たっては、車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、当該通知において掲げる具体的な安全対策を講じたうえで、予防規程又は予防規程に関連する文書へ明記すること。

### 第19 製造所等の変更の届出

垣危規則	(製造所等の設置又は変更の許可)	第3条
垣危規則	(製造所等の変更の届出)	第10条

#### 『審査指針1』

垣危規則第3条第2項に規定する「変更の許可を要しない変更工事」については、第4「軽微な変更工事」によること。（\*）

### 第20 危険作業の届出

垣危規則	(製造所等における危険作業の届出)	第13条
------	-------------------	------

#### 『審査指針1』

- 1 垣危規則第13条に規定する「災害発生のおそれのある作業」とは、溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する工事であって、安全対策上仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に危険作業の届出を提出するものとする。（\*）
- 2 垣危規則第13条の規定は、垣危規則第3条第2項の規定による届出をした製造所等については、適用しないものとする。（\*）
- 3 垣危規則第13条に規定する修理、分解、清掃等災害発生のおそれのある作業の一例として、製造所等（保有空地を含む。）において、仮設足場等を組み行う作業も該当する。（\*）

### 第21 休止、再開の届出

垣危規則	(製造所等の休止又は再開の届出)	第11条
------	------------------	------

#### 『審査指針1』

屋内貯蔵所において、危険物の貯蔵を一定期間（約6か月間）休止し、その間、非危険物の保管を認めてもさしつかえない。なお、この時休止中の使用方法及び再開時における保安上の点検方法についての資料を添付すること。

(S56.9.25消防危第120号質疑)

### 第22 設置又は変更の許可申請の取下げ・取消し

垣危規程	(製造所等の設置又は変更の許可申請の取下げの処理)	第4条
垣危規程	(設置又は変更の取消しの処理)	第8条

#### 『審査指針1』

- 1 製造所等の設置又は変更の許可の申請をした者が、許可を受けるまでの間において、当該許可の申請を取り

下げようとするときは、垣危規程第4条で定める様式による取り下げ書により取下げをさせるものとする。

- 2 製造所等の設置又は変更の許可を受けたのち、事情の変更等により設置又は変更を取り消そうとする者については、垣危規程第8条で定める様式による設置、変更取消し届に当該製造所等の設置又は変更に係る許可書を添えて届出をさせるものとする。

#### 第4節 仮貯蔵、仮取扱承認の申請

法	(危険物の貯蔵及び取扱いの制限等)	第10条第1項ただし書き
垣危規則	(仮の貯蔵又は取扱いの承認等)	第2条
垣危規程	(仮の貯蔵又は取扱いの承認申請の処理)	第2条

##### 『審査指針1』

- 1 法第10条第1項ただし書の規定による危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取り扱うことの承認の申請書を受理するときは、次に定める基準に従い承認し、現地確認をするものとする。

(1) 危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の場所の位置は、政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の例によること。

(2) 屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によること。

ア 湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

イ 周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

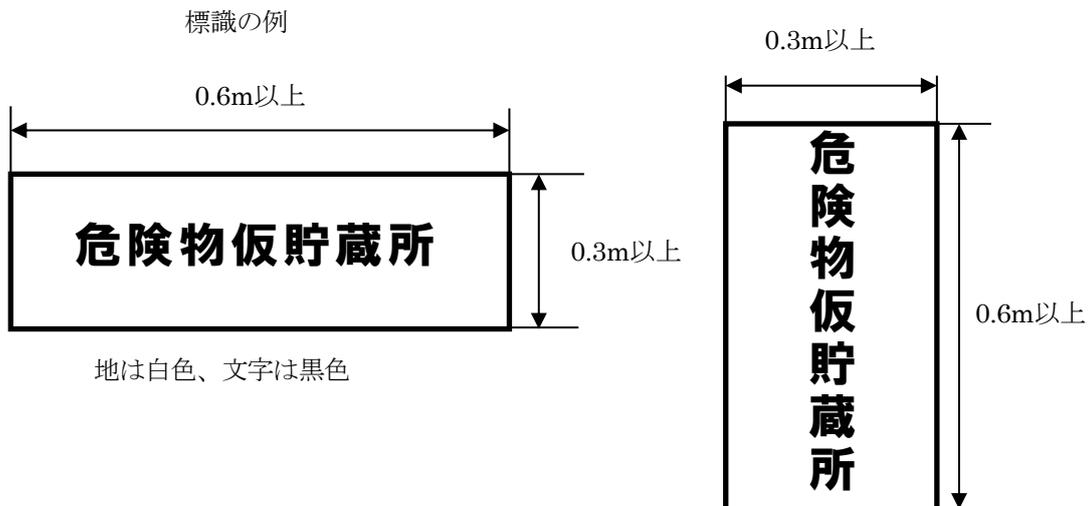
ウ さく等の周囲には、危険物の数量に応じ、次表に掲げる幅の空地进行を保有すること。ただし、第4類の危険物若しくは第6類の危険物の仮貯蔵等を行うとき又は2以上の仮貯蔵等の場所（以下「仮貯蔵所等」という。）を隣接して設けるときは、次表の備考欄に定めるところにより、その空地进行の幅を減ずることができる。

仮貯蔵等を行う危険物の最大数量	空地进行の幅	備考
指定数量の10倍以下の数量	2メートル以上	1 第4類の危険等級Ⅲの危険物の仮貯蔵所等は左記空地进行の幅の2分の1、第6類の仮貯蔵所等は左記空地进行の幅の3分の1とすることができる。ただし、2メートル未満とすることはできない。 2 2以上の仮貯蔵所等を隣接して設置するときの当該仮貯蔵所等相互間の空地进行の幅は、その大なる方の空地进行の幅をもって、当該空地进行の幅とすることができる。
指定数量の10倍を超え50倍以下の数量	3メートル以上	
指定数量の50倍を超え150倍以下の数量	5メートル以上	
指定数量の150倍を超え200倍以下の数量	10メートル以上	
指定数量の200倍を超える数量	15メートル以上	

エ 仮取扱いをする場所は、危険物が直接公共用下水等に流出するおそれのない場所とするか、又は流出しないよう適当な措置を講じた場所とすること。

オ 類の別を異にする危険物を仮貯蔵する場合は、危険物ごとに区分するとともに、その相互間に幅3メートル以上の空地进行を保有すること。ただし、防火上有効なへい等で区画した場合は、この限りでない。

- カ 第4類及び第6類の危険物以外の危険物の仮貯蔵については、屋内において行うこと。
- (3) 屋内において、仮貯蔵等を行うときは、次によること。
- ア 専用の建築物又は専用室に設け、かつ、壁、柱、床、はり及び階段が耐火構造であり、又は不燃材料で造られたものであること。ただし、不燃性の容器に収容密封された危険物の仮貯蔵等にあつては、壁を準耐火構造とし、室内に面する部分を不燃材料で被覆した構造とすることができる。
- イ 類の別を異にする危険物は、同一の部屋において仮貯蔵しないこと。ただし、規則第39条第1項に該当する場合は除く。
- (4) 仮貯蔵所等の電気設備は、電気工作物に係る法令の規定に適合したものであること。
- (5) 仮貯蔵所等には、その見やすい箇所に規則第17条第1項の例による「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」の標識、規則第18条第1項の例による防火に関し必要な事項及び仮貯蔵等の承認に係る期間を掲示した掲示板を設けること。
- (6) 仮貯蔵所等には、第5種の消火設備をその能力単位の数値が建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するように設けること。



掲示板の例

承認番号	第 号
期間	年 月 日から 年 月 日
貯蔵取扱危険物	第 類 第 石油類 kℓ
管理責任者	
緊急時の連絡先 (電話番号等)	

- 2 同一敷地内において、同時に二以上の場所で仮貯蔵等を行う場合の承認申請は、一の場所ごととする。（＊）
- 3 仮貯蔵等の承認申請に添付する図書（＊）
  - （1）垣危規則第2条第1項に規定する申請書
  - （2）付近見取図及び敷地見取図
  - （3）配置図（機器配置図、消火設備配置図等）
  - （4）構造図（建築物、タンク図、機器図、設備図等）
  - （5）危険物取扱者の免状の写し
  - （6）その他必要な書類
- 4 承認申請手数料は、一の申請ごとに納入する。（＊）
- 5 モーターショー等において燃料タンクに危険物を収納した自動車等を短期間に陳列し、1棟の建築物内におけるこれらの危険物の合計量が指定数量以上となる場合であっても、法第10条の第1項ただし書きの規定による承認を要するものとはならない。（S49.7.30消防予第102号質疑）
- 6 震災時における危険物の仮貯蔵、仮取扱いについては、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」によること。（H25.10.3消防危第171号、H30.12.18消防危第226号）